



大田区 緑化計画の手引 (令和7年1月版)



大田区まちづくり推進部建築審査課

目 次

1.	はじめに	1
2.	用語について	2
3.	対象となる建築行為等	3
4.	緑化計画書の手続きフロー	4
5.	緑化の基準	5
5 - 1	地上部の緑化基準	
5 - 2	接道部の緑化長さの基準	
5 - 3	建築物上の緑化基準（敷地 1,000 m ² 以上）	
5 - 4	地上部の植栽本数の基準	
6.	緑化面積の算定	12
6 - 1	地上部の緑化面積	
6 - 2	建築物上の緑化面積	
7.	接道部緑化の長さの算定	17
8.	配慮事項	21
8 - 1	緑地の配置	
8 - 2	効果的な緑化計画	
8 - 3	区のみどり	
9.	緑化計画書の提出及び作成要領	24
10.	緑化完了届の提出及び作成要領	26
11.	記入例	28

コラム

○ よくある質問	31
○ 既存樹木の保全について	33

1. はじめに

大田区では、平成 25 年 10 月 1 日より、大田区みどりの条例に基づき一定規模で該当する行為を行う場合には、緑化計画書の提出を求めています。大田区みどりの条例は、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた（以下、「グリーンプラン」という）」と共に制定されており、大田区の地域力を生かしたみどりのまちづくりに関する基本理念及び施策について必要な事項を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにすることにより、それぞれが連携してみどりを守り、創り、育み、もって区民にとってかけがえないみどり豊かな美しいまちを実現することを目的としています。

1-1. 大田区みどりの条例と大田区緑の基本計画の位置づけ



1-2. 大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」のご紹介

グリーンプランは、都市緑地法第4条に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、公園・緑地や農地などの適正な保全、緑化の推進及び都市公園・緑地の整備・管理など、緑豊かで快適な都市を形成するための取組方針を示しています。また、みどりのまちづくり全般における将来のあるべき姿を区民、事業者及び大田区の協働によって実現することを目指す計画です。

グリーンプランは、上位計画である「大田区基本構想」、「大田区基本計画」及び「大田区都市計画マスタープラン」に則するとともに、国、都及び区の関連計画との整合を図りながら作成しています。

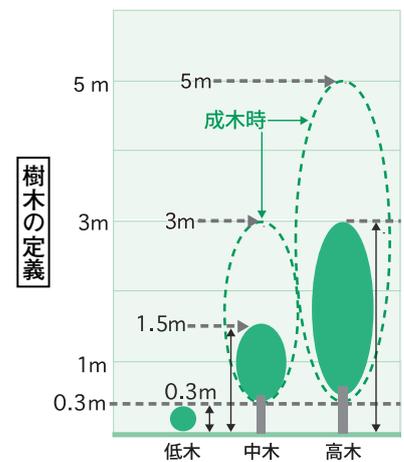
グリーンプランの詳細については、大田区ホームページからご確認ください。

2. 用語について

この手引で使用する用語の定義は、次のとおりです。

表1 用語の定義

緑地	樹木や芝、多年草等（以下地被植物等とする）で覆われている土地及び植栽が可能な土地、並びにこれらと一体となっている池等の水辺をいいます。
緑地帯	縁石等で区画された緑地。縁石部分は緑地の面積に含まれません。 なお、接道部の緑地帯の縁石等の高さは、0.5m以下になるようにしてください。
緑化	緑地や緑地帯に新たに樹木等を植えること
樹木	<p>樹木とは、次の「高木」、「中木」、「低木」をいいます。 既存木の場合においても、申請時の樹木高さで判断します。</p> <p>①高木 通常の成木の高さが5m以上の樹木で、植栽時に高さが3m以上であるもの</p> <p>②中木 通常の成木の高さが3m以上の樹木で、植栽時に高さが1.5m以上であるもの</p> <p>③低木 高木、中木以外の樹木であり、植栽時に樹高0.3m以上であり、枝張りが0.6m以上であるもの （竹類は低木に含まれます） ※種別が樹木の場合でも、樹高0.3m未満は低木に含まれず、地被植物等にも含みません。</p>
生垣	樹高0.9m以上であり樹木の枝葉が連続しており、樹木を植栽する土地を縁石等で囲ってある場合は、当該縁石の高さが0.5m以下のもの
単独木	他の緑地や樹木と隣り合っておらず、独立して植栽され、枝葉が他の樹木と接していない樹木
地被植物等	<p>①多年草（芝、リュウノヒゲ、アイビー、笹類等）</p> <p>②ツル性植物（フジ、ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物）</p> <p>③緑化ブロック（緑化率がわかる資料の添付が必要です） ※苔類は含みません。</p>
接道部	敷地のうち、道路（建築基準法第42条に規定する道路）に接する部分
接道部長さ	接道部の総延長。ただし、敷地内外で1m以上の高低差があり緑化が困難な場合は、その部分の長さを接道部長さから除くことができます。
樹冠	樹木の枝葉の広がり
樹冠投影面積	樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積といいます。ただし、徒長枝を除きます。
既存樹木	緑化計画書提出時に当該計画敷地内に存する樹木で、緑化完了時においても敷地内に存する樹木（敷地内の移植も含みます。）



3. 対象となる建築行為等

(1) 対象となる建築行為等

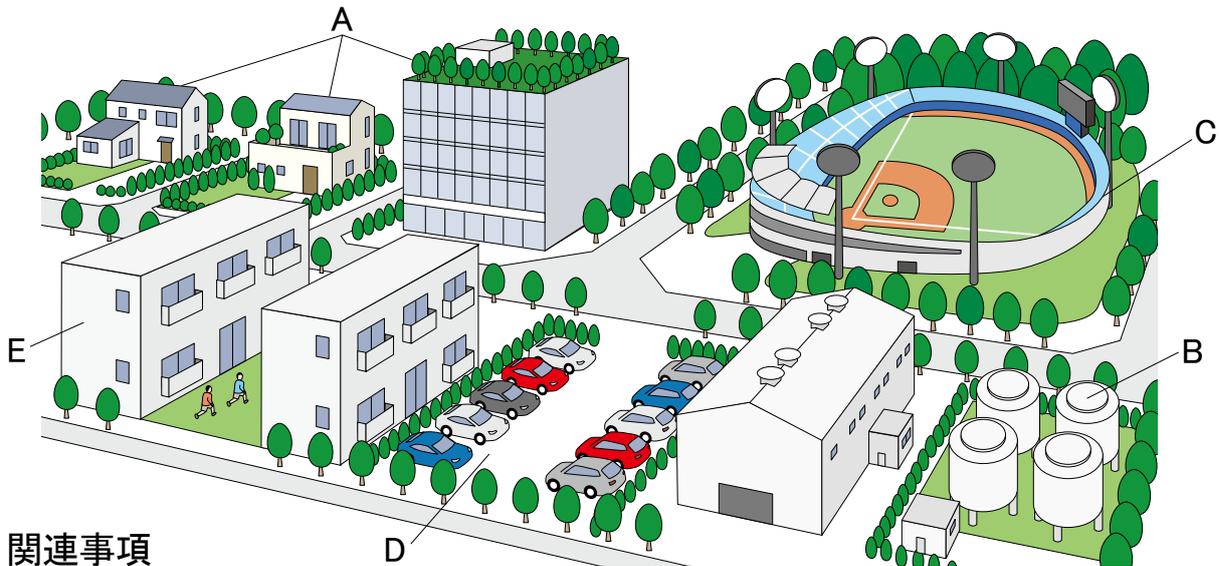
大田区では、みどりの保全や緑化の推進を図るため、次の A～E に該当する建築行為等を行う場合、「大田区みどりの条例」第 25 条により、「緑化計画書」の提出が義務づけられています。

表 2

建築行為等の種類	敷地の規模等
A 建築物の新築、増築、改築	300 m ² 以上の敷地
B 製造施設、貯蔵施設その他これに類する工作物の建設	1,000 m ² 以上の敷地
C 屋外運動競技施設又は屋外娯楽施設の建設	1,000 m ² 以上の敷地
D 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する自動車駐車場の設置	収容台数 20 台以上かつ 300 m ² 以上の敷地
E 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する住宅宅地開発事業及び集団住宅建設事業、墓地開発事業	① 住宅宅地開発事業 道路を設ける宅地開発で、事業区域面積が 350 m ² 以上又は区画数が 5 区画以上 ② 集団住宅建設事業 計画戸数が 15 戸以上 ③ 墓地開発事業 事業区域面積が 350 m ² 以上

備考

- 1 国や地方公共団体の場合は、上記 A～D では 250 m²以上の敷地が対象となります。
- 2 他区とまたがる敷地の場合は、双方の基準を満たす必要があります。
- 3 敷地とは、「建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定するもの」です。
- 4 事業区域とは、「開発事業を行う区域で、敷地、新設道路、後退用地、公園等の範囲」です。



(2) 関連事項

ア 東京都への届出

大田区と東京都の間では手続が一元化されているため、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第 14 条に基づく東京都への緑化計画書の提出を省略できます。(ただし、同条例第 47 条、第 48 条の開発許可に該当する場合は、東京都への許可申請は必要となります。)

イ その他緑化指導にかかる区への提出

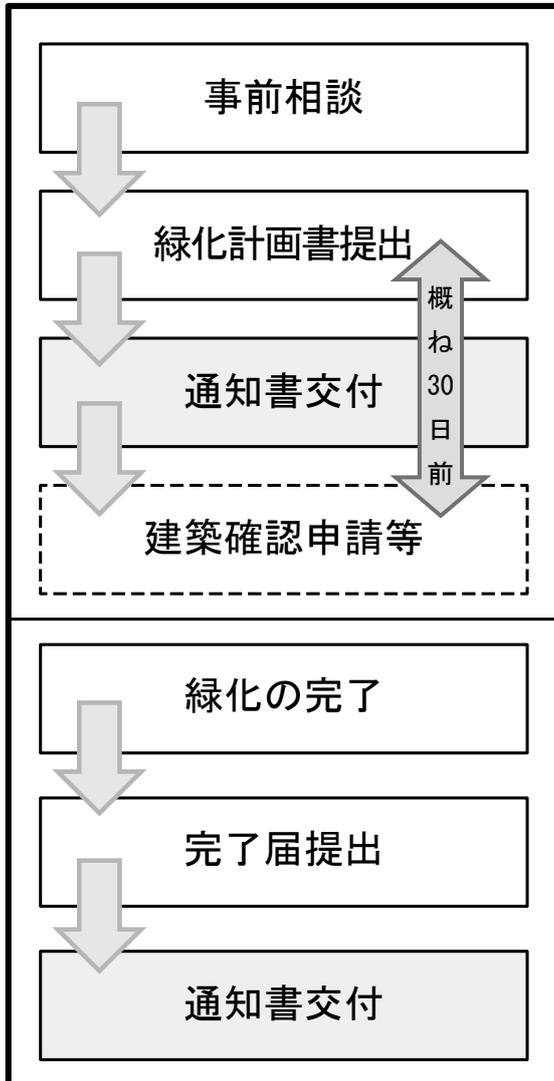
地区計画等他の条例などに緑化に関する基準などがある場合には、当該条例等の基準も併せて適用されますので、各所管にお問い合わせください。

注意 (4 ページ) の建築確認申請・計画通知のほか、次の場合

- ・ 建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号) 第 9 条に規定する道路の位置の指定の申請
- ・ 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 30 条第 1 項に規定する許可の申請
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) 第 17 条第 1 項 (同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する計画の認定の申請
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成 9 年法律第 49 号) 第 4 条第 1 項 (同法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する計画の認定の申請
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号) 第 17 条第 1 項 (同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する計画の認定の申請 (同法第 17 条第 4 項 (同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出がある場合に限る。)
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号) 第 5 条第 1 項から第 3 項まで (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する認定の申請 (同法第 6 条第 2 項 (同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による申出がある場合に限る。)
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都 平成 12 年条例第 215 号) 第 89 条に規定する届出
- ・ 大田区墓地等の経営の許可等に関する条例 (大田区 平成 24 年条例第 20 号) 第 4 条第 1 項に規定する申請

4. 緑化計画書の手続きフロー

緑化計画の作成から完了までは次のような流れになります。



① 事前相談

緑化計画書の作成前に、あらかじめ緑化計画等の内容について建築審査課に相談してください。緑化計画書の事前相談は、時間がかかる場合がありますので、スケジュールに余裕をもって開始してください。なお、事前相談には、あらかじめ以下の書類が必要です。

- a 案内図
- b 敷地の求積図
- c おおまかな植栽の計画図
- d 現況写真（既存樹木を残す場合）

② 緑化計画書の作成・提出

緑化計画書や緑化計画の概要書・植栽樹木等一覧表等を添付した緑化計画書を作成し、建築確認申請・開発許可申請等（注意：3 ページ参照）の概ね 30 日前までに建築審査課へ提出してください。詳しくは後述の「9. 緑化計画書の提出及び作成要領」（24 ページ）を参考にしてください。

③ 緑化計画書の審査

提出された緑化計画書の内容が、「大田区みどりの条例」の基準と適合しているかどうかを審査します。

④ 緑化計画認定通知書の交付

審査の結果、条例に適合していると認められた場合に、事業者には「緑化計画認定通知書」を交付します。審査期間は、書類に不備がなければ2週間程度です。なお、提出した緑化計画書の内容を変更するときは、変更届の提出が必要となる場合がありますので、速やかに建築審査課に連絡してください。

⑤ 建築確認申請等（建築審査課又は民間指定確認検査機関等へ）

緑化計画認定通知書の交付を受けた後に、建築確認の申請をしてください。

↓
工事着手

↓
工事完了

※ 変更がある場合

緑化計画認定通知書の受理後に計画が変更になった場合は「緑化計画書の変更届」の提出が必要となります。

⑥ 緑化完了届の作成

緑化工事が完了した後、完了写真等を添付した緑化完了届を提出してください。

詳しくは、後述の「10. 緑化完了届の提出及び作成要領」（26 ページ）を参考にしてください。

⑦ 緑化の完了の調査

計画書どおりに緑化が実施されたかどうかを、提出された書類の審査もしくは現地立会い調査により確認します。

⑧ 緑化完了確認通知書の交付

緑化完了届の調査により、計画書どおりの緑化が確認された場合、事業者には「緑化完了確認通知書」を書類に不備がなければ2週間程度で交付します。

5. 緑化の基準

緑化の基準は、敷地の規模に応じて、次の基準により緑化してください。

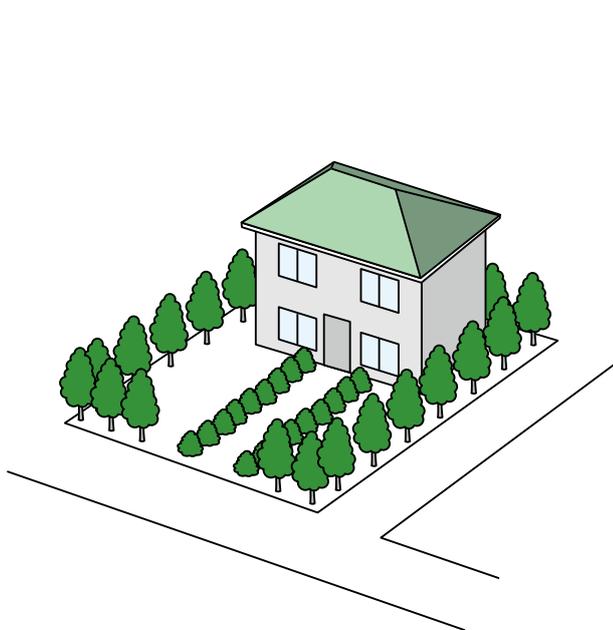
緑化の基準（地上部、接道部、建築物上）の算定は、小数点以下第3位において切り上げとします。

表3

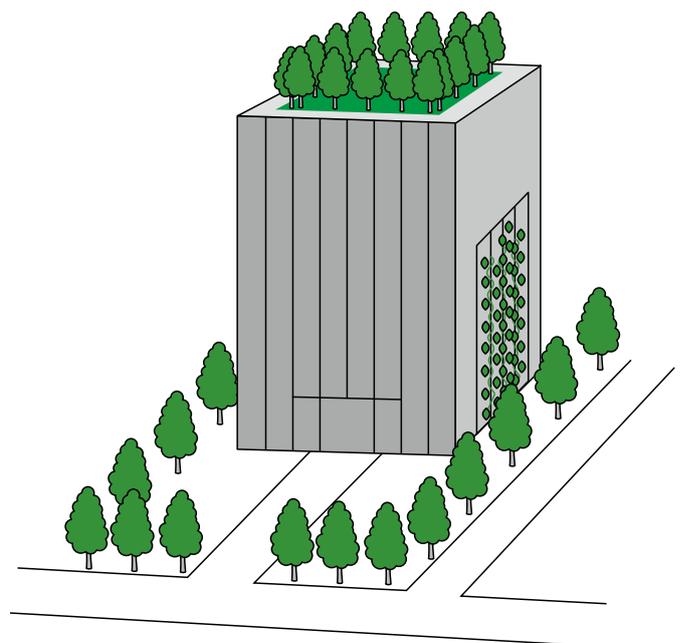
敷地の規模 基準	1,000㎡未満	1,000㎡以上	250㎡以上 (国や地方公共団体)
地上部緑化 (面積と本数)	○	○	○
接道部緑化 (道路に沿った長さ)	○	○	○
建築物上緑化 (屋上・壁面・ベランダ)	—	○	○

備考

- 1 「敷地の規模」とは、地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する住宅宅地開発事業（5-1の表4②を参照）、集団住宅開発事業、墓地開発事業の場合は、事業区域の面積とします。建築行為等（表2A~D）の場合は、敷地面積（建築基準法施行令第2条第1号に規定するもの）とします。
- 2 建築物上の緑化基準は、建築行為のみに適用します。



- 1000 ㎡未満
- ・ 地上部緑化
- ・ 接道部緑化



- 1000 ㎡以上
- ・ 地上部緑化
- ・ 接道部緑化
- ・ 建築物上緑化

5-1. 地上部の緑化基準

(1) 敷地内の地上部では、次の式(①一般的な建築行為②宅地開発事業③総合設計制度等を利用した建築行為)で算出された面積(接道部の緑化面積を含みます。)以上を樹木の植栽等により緑化してください(「5-4 地上部の植栽本数の基準」を参照)。

- ・「敷地面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定するものをいいます。ただし、大田区開発指導要綱により公園、広場等及び道路拡幅等の整備並びに東京都建築安全条例第2条により「すみ切り」の整備を行う場合は、敷地面積から当該整備を行う部分の面積を除いた面積を、「理由書の添付」により緑化の対象となる敷地面積とすることができます。
- ・建蔽率とは、建築基準法第53条の規定による建蔽率です。なお、緩和規定(耐火、角地等)を含みますが、建蔽率が100%になるときは緩和後の建蔽率を90%と置き換えて計算してください。
- ・複数の用途地域にまたがる場合は、用途地域ごとに全体の「敷地の規模」の緑化係数を適用します。

表4【地上部緑化係数】

用途地域	敷地の規模		
	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	0.3		0.4
その他の地域	0.2	0.25	0.35

① 一般的な建築行為等の場合

$$\text{地上部の緑化基準面積} = \left\{ \begin{array}{l} \text{敷地面積} \\ \text{[m}^2 \text{]} \end{array} \times (100 - \text{建蔽率}) \times 1/100 \right\} \times \text{地上部緑化係数} \\ \text{[m}^2 \text{]} \quad \text{[\%]} \quad \text{(表4の数値)}$$

② 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する住宅宅地開発事業の場合

$$\text{地上部の緑化基準面積} = \left\{ \begin{array}{l} \text{各区画面積} \\ \text{[m}^2 \text{]} \end{array} \times (100 - \text{建蔽率}) \times 1/100 \right\} \times \text{各区画の緑化係数} \\ \text{[m}^2 \text{]} \quad \text{[\%]} \quad \text{(表4の数値)}$$

※1 地域力を生かした大田区まちづくり条例で規定する住宅宅地開発事業の場合は、事業区域内の各区画の面積を「敷地の規模」とし、それぞれの区画の条件を適用した「地上部緑化係数」を採用してください。

③ 総合設計制度等を利用して計画する建築行為等の場合

総合設計制度等を利用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る)、高度利用地区若しくは特定街区内の施設に該当する場合は、①の「一般的な建築行為の場合」の基準と下表の基準とを比較して、大きい方の面積が緑化基準となります。

表5

敷地の規模	緑化基準(算出面積)
5,000 m ² 未満の場合 (国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 未満)	(敷地面積 - 建築面積) × 0.3
5,000 m ² 以上の場合 (国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 以上)	(敷地面積 - 建築面積) × 0.35

備考

- 1 総合設計制度等とは、建築基準法第59条の2、同法第86条第1項から第4項まで又は同条の2第1項から第3項までに規定するものをいいます。
- 2 再開発促進区とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第3項に規定するものをいいます。
- 3 高度利用地区とは、都市計画法第8条第1項第3号に規定するものをいいます。
- 4 特定街区とは、都市計画法第8条第1項第4号に規定するものをいいます。
- 5 建築面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定するものをいいます。

● 計算の具体例

① 一般的な建築行為

(例) 敷地面積800㎡ { 第1種低層住居専用地域(建蔽率40%)500㎡ } の場合
 { その他の地域(建蔽率60%)300㎡ }

地上部の緑化基準面積:

$$\{500 \times (100-40) / 100\} \times 0.3 + \{300 \times (100-60) / 100\} \times 0.25 = 120\text{㎡}$$

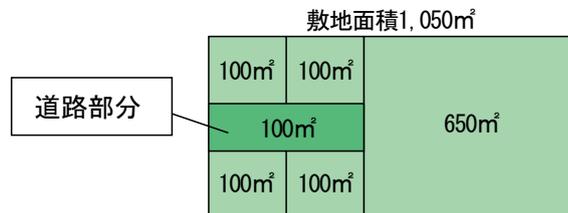


② 宅地開発事業

(例) 事業区域の面積1,150㎡ 用途地域は表4のその他の地域(建蔽率60%)
 うち 道路部分100㎡、100㎡×4区画、650㎡×1区画 の場合

地上部の緑化基準面積:

$$\{100 \times (100-60) / 100\} \times 0.2 \times 4 + \{650 \times (100-60) / 100\} \times 0.25 = 97\text{㎡}$$



③ 総合設計制度等を利用した建築行為

(例)

敷地面積: 5,500.00㎡

用途地域は表4のその他の地域(建蔽率70%)

建築面積: 3,300.00㎡の場合

$$(5,500.00 - 3,300.00) \times 0.35 = 770.00\text{㎡} \dots A$$

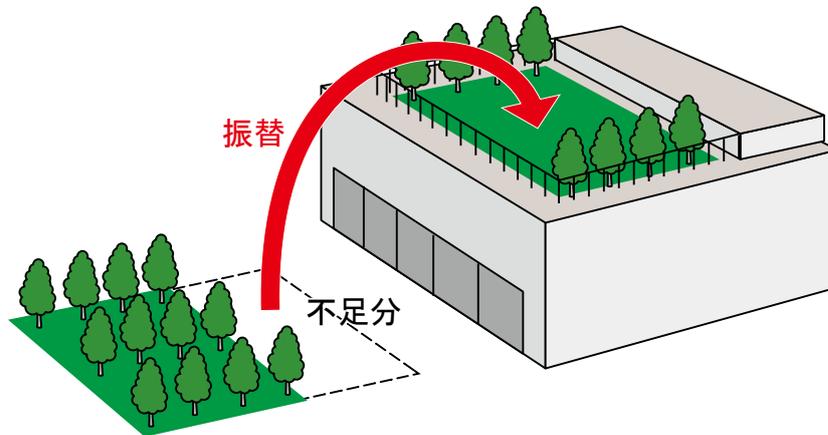
$$5,500.00 \times (100-70) \times 1/100 \times 0.35 = 577.50 \dots B$$

A > B のため、緑化基準面積はA770.00㎡となる。

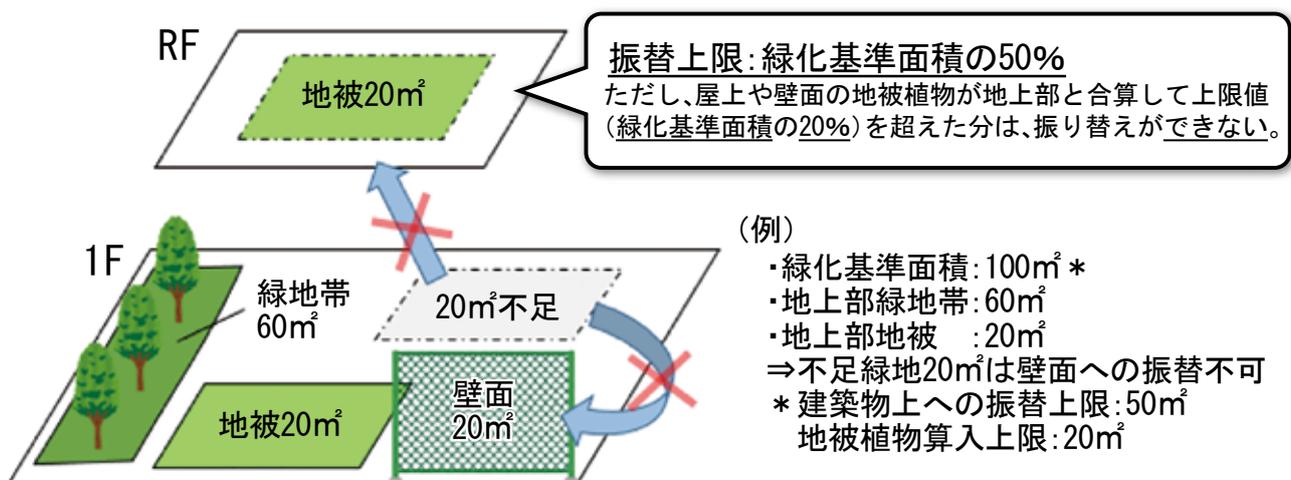


(2) 地上部から建築物上への緑化面積の振り替え

地上部での緑化の面積の基準を満たすことが困難な特段の理由があるときは、地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、当該建築物上の同一面積について、**樹木の植栽等**による緑化をもって代えることができます。ただし、地上部での緑化基準面積の2分の1を上限とします。



建築物上に振り替える緑化が地被植物の場合は、地上部に設置する地被植物との合計が、緑化基準面積の20%を超えることはできません。



なお、屋上の定義を満たさない部分に植栽を行っても緑化面積に算入することはできません。
 15 ページの表 10 を参照してください。

5-2. 接道部の緑化長さの基準

敷地のうち、道路に接する部分の長さに、下表【接道部緑化係数】を乗じて得た長さ以上を樹木の植栽等により緑化してください。

接道部緑化長さの基準＝接道部長さ×接道部緑化係数（表6参照）

表6【接道部緑化係数】

敷地の規模 区分	500 m ² 未満	500 m ² 以上、 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上、 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上、 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上、 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上
ア 住宅	4 / 10	5 / 10	6 / 10	7 / 10		8 / 10
イ 工場、店舗、事務所、宿泊施設、駐車場、作業場、資材置場 等	2 / 10	3 / 10	5 / 10	6 / 10	7 / 10	
ウ 屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、墓地、廃棄物処理施設 等	4 / 10		7 / 10		8 / 10	
エ 庁舎、学校、美術館、医療施設、福祉施設、集会施設 等	4 / 10	6 / 10	7 / 10			8 / 10
オ ア～エ以外の施設（倉庫 等）	2 / 10	3 / 10	6 / 10		7 / 10	

備考

- 住宅とは、共同住宅（マンション等）、長屋その他の住宅をいい、付属施設（住民用駐車場等）を含みます。
- 区分の適用に当たっては、施設の1階部分における主たる用途によることとします。

5-3. 建築物上の緑化基準（敷地 1,000 m²以上）

敷地の規模 1,000 m²以上（国や地方公共団体は 250 m²以上）で建築行為等を行う場合は、地上部の緑化基準に加え、建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化基準を設けています。

建築物上の緑化基準の面積は、次によって算出される面積を緑化基準面積とし、その面積以上を樹木、地被植物等により緑化をしてください。

下の表7、表8において、「屋上」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいいます。「屋上の面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積とします。

（1）建築物上の緑化基準面積の算出

① 一般的な建築行為等の場合（②以外）

表7

敷地の規模	緑化基準（算出面積）
5,000 m ² 未満の場合 （国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 未満）	屋上の面積 × 0.2
5,000 m ² 以上の場合 （国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 以上）	屋上の面積 × 0.25

② 総合設計制度等を適用して計画する建築行為等の場合

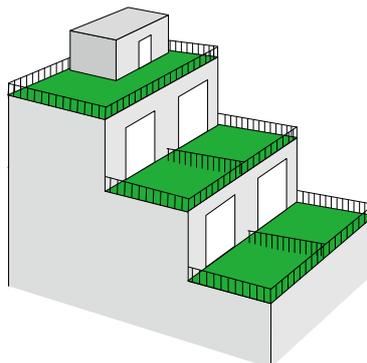
表8

敷地の規模	緑化基準（算出面積）
5,000 m ² 未満の場合 （国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 未満）	屋上の面積 × 0.3
5,000 m ² 以上の場合 （国や地方公共団体の敷地の場合は、1,000 m ² 以上）	屋上の面積 × 0.35

（2）建築物上から地上部への緑化面積の振り替え

建築物上での緑化の面積の基準を満たすことが困難な特段の理由があるときは、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、当該地上部の同一面積について、樹木、地被植物等の植栽による緑化をもって代えることができます。

 屋上の面積
※個人の専用部分を含みます。



5-4. 地上部の植栽本数の基準

樹木の標準植栽本数は、地上部の緑化の基準の面積の10㎡につき、「高木1本+中木2本+低木5本」以上を植栽するものとします。(少数点以下四捨五入) 池や単独木等で緑化面積を求める場合は適用しません。

例) 地上部の緑化基準面積が55㎡の場合

- ・高木 : $55 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2 \times 1 \text{ 本} = 5.5 \text{ 本} \rightarrow 6 \text{ 本}$
- ・中木 : $55 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 本} = 11.0 \text{ 本} \rightarrow 11 \text{ 本}$
- ・低木 : $55 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 本} = 27.5 \text{ 本} \rightarrow 28 \text{ 本}$

低木については、1本の枝葉の広がりが直径60cm以上ある場合の本数です。これに満たない大きさの場合は同等以上の広がり確保できるように必要な本数の植栽を行ってください。

低木の枝葉の広がり	10㎡当たりの低木数
60 cm	5本
50 cm	7本
40 cm	11本
30 cm	20本

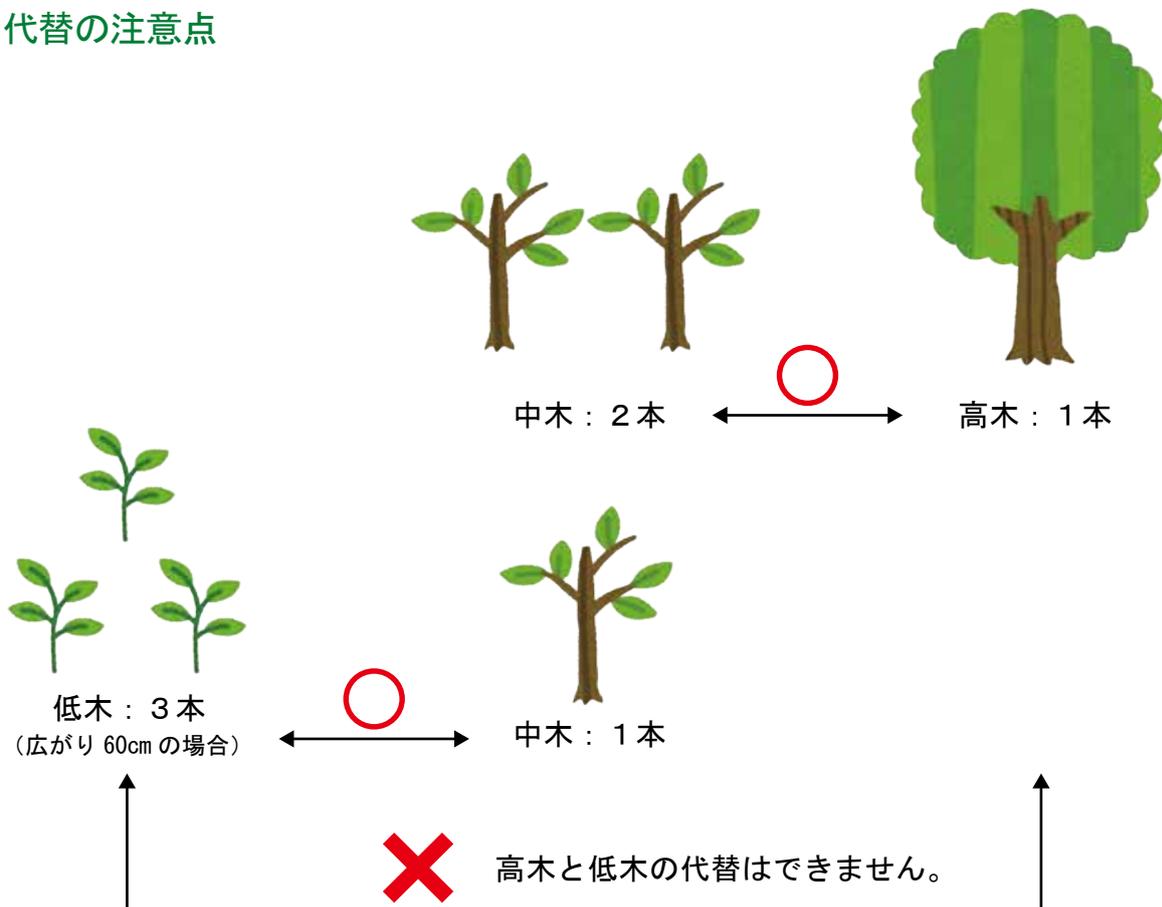
建築物上の緑化は、上記の基準は適用しません。建築物上については、建築物上の緑化基準面積以上を、樹木、地被植物等により緑化してください。

敷地の形状や周辺環境など特別な理由により、基準による植栽が困難な場合は、次の方法により植栽本数を代替することができます。

高木1本 ⇔ 中木2本
中木1本 ⇔ 低木3本

注) 高木を低木で代替はできません。

● 代替の注意点



6. 緑化面積の算定

6-1. 地上部の緑化面積

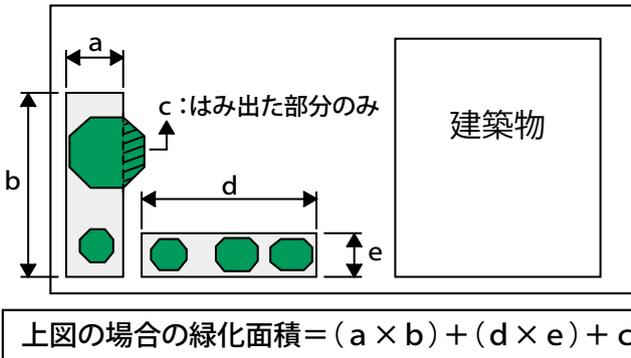
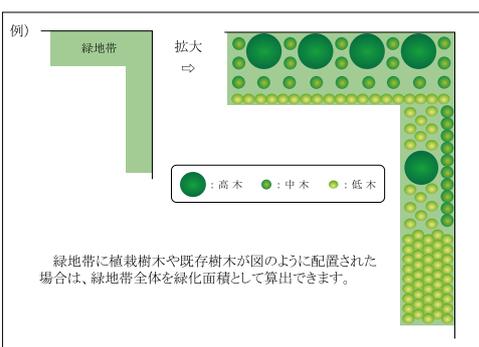
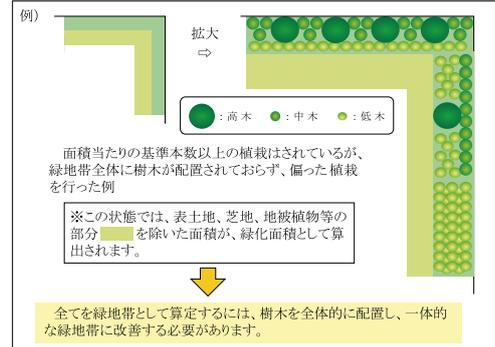
地上部の緑化面積の算定に当たっては、原則として、下表9において、①緑地、緑地帯の計算を基本としてください。ただし、①の緑地、緑地帯の計算によることが適切でない単独木や生垣等による緑化については、②又は③により算定してください。また、既存樹木については、④により算定してください。

緑化面積（計画値）は、小数点以下第2位までとし、それ以下は切り捨てとします。

●緑化面積に算定しないもの

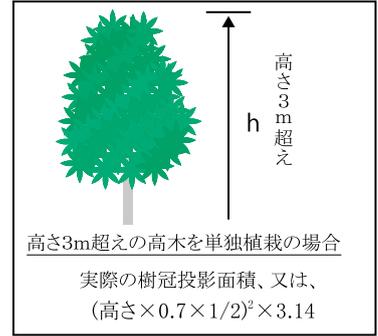
- ・ 樹冠が重なり合うなどで、緑化面積が重複する場合のその面積（Wカウントはできません。）
- ・ 敷地からはみ出している樹冠部分の面積
- ・ 建物等の下（庇下）に当たる部分の緑化面積
- ・ 緑地帯の中にある、踏み石やベンチ、庭園灯などの照明設備、設備配管、柵、雨樋、メーター類、エアコン類などの設備（これらの基礎を含む）

表9

<p>①緑地、 緑地帯</p> <p>[基本]</p>	<p>基本的に植栽本数（5-4）による緑地又は緑地帯を緑化面積とします。緑化面積には縁石等は含みませんが、既存木の樹冠部分が、区画した緑地帯からはみ出している場合は、その部分の面積を算入することができます。また、樹木と一体をなす地被類及び池の面積を含めて緑化面積として算入できます。なお、緑地帯の最少幅の規定はありませんが、植栽の種類によって適切な幅を確保してください。</p>  <p>上の場合の緑化面積 = $(a \times b) + (d \times e) + c$</p> <p>※ 樹木により緑化した緑地を基本としますが、地被植物のみの緑地帯も緑地面積に算定できる場合があります。ただし、地上部緑化基準面積の20%を上限とします。（緑化ブロックを使用する場合は製品の緑化率を計画面積に乗じて算定してください。）</p> <p>植栽帯は、一部に偏ったりすることがないようにしてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="414 1736 893 2083"> <p>例)</p>  <p>緑地帯に植栽樹木や既存樹木が図のように配置された場合は、緑地帯全体を緑化面積として算出できます。</p> </div> <div data-bbox="957 1736 1452 2083"> <p>例)</p>  <p>面積当たりの基準本数以上の植栽はされているが、緑地帯全体に樹木が配置されておらず、偏った植栽を行った例</p> <p>※この状態では、表土地、芝地、地被植物等の部分（図）を除いた面積が、緑化面積として算出されます。</p> <p>↓</p> <p>全てを緑地帯として算定するには、樹木を全体的に配置し、一体的な緑地帯に改善する必要があります。</p> </div> </div>
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

他の緑地から独立している高木、中木及び低木は、実際の樹冠投影面積を緑化面積とします。

ただし、高木、中木については、次の算定方法により緑化面積を算定することができます。



★

ア 高木

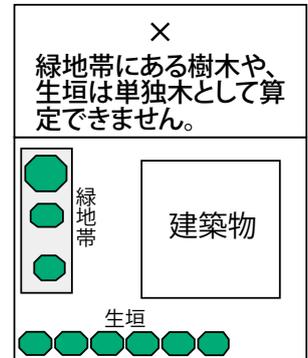
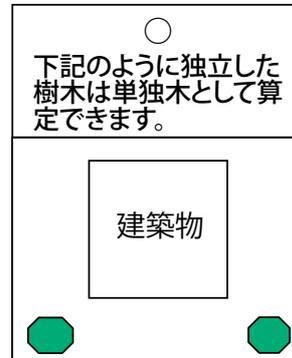
(ア) 高さ3mの場合は、1本当たり3㎡

(イ) 高さ3mを超えるものは、その高さの7割を直径とする円の面積

イ 中木

中木1本当たり1㎡

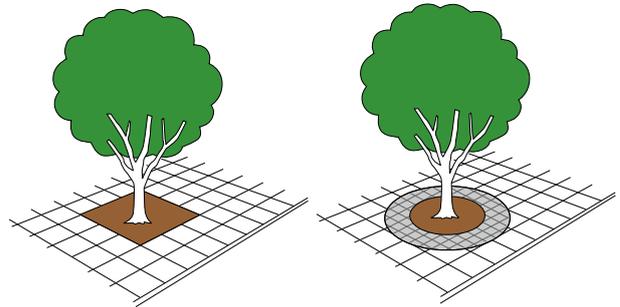
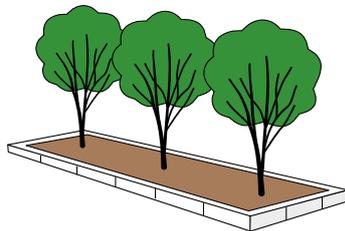
注) 緑地帯の中にある樹木や生垣の樹木は、単独木として算定することはできません。



② 単独木

【単独木の注意点】

- ・ 緑地帯との差異を明確に示してください。(ツリーサークルや、縁石、柵などで他の緑地帯から独立しているなど)
- ・ 同じ区画にある場合、枝葉が他樹木と接していなくても、独立しているとみなすのは困難です。



③ 生垣

生垣の面積(生垣の延長に表土幅を乗じた面積)又は生垣の樹冠投影面積

④既存樹木
保護樹木
保護緑地
の優遇措置

ア 高さ5m以上の既存樹木（高木）を保全する場合（単独木に限る）
樹木の高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積とし、緑化面積に算定することができます。

なお、植栽帯にある既存樹木の場合でも、緑地帯からはみ出ている場合は、その部分の面積を算入することができます。

イ 保護樹木（単独木に限る） 及び保護緑地を保全する場合
保護樹木及び保護緑地とは、大田区環境対策課にて指定を受けているものです。

● 保護樹木を保全する場合

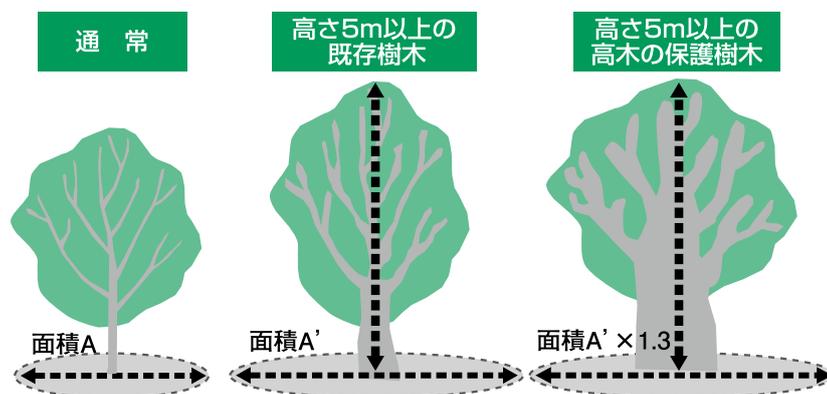
- ・高木→次の（ア）～（エ）のいずれかの面積×1.3
 - （ア）樹冠投影面積
 - （イ）樹高3mの木は3㎡
 - （ウ）樹高3mを超え樹高5m未満の木は、樹高×0.7を直径とする円の面積
 - （エ）樹高5m以上の木は、樹高を直径とする円の面積

- ・中木→次の（ア）（イ）のいずれかの面積×1.3
 - （ア）樹冠投影面積
 - （イ）1㎡

- ・低木
樹冠投影面積×1.3

● 保護緑地を保全する場合
保護緑地の面積×1.3

ただし、上記アとイによる算定方法は合計で、地上部の緑化基準面積の50%を上限とします。



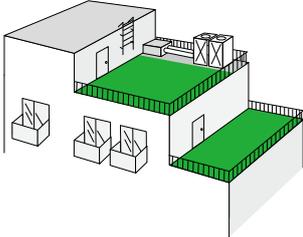
6-2. 建築物上の緑化面積

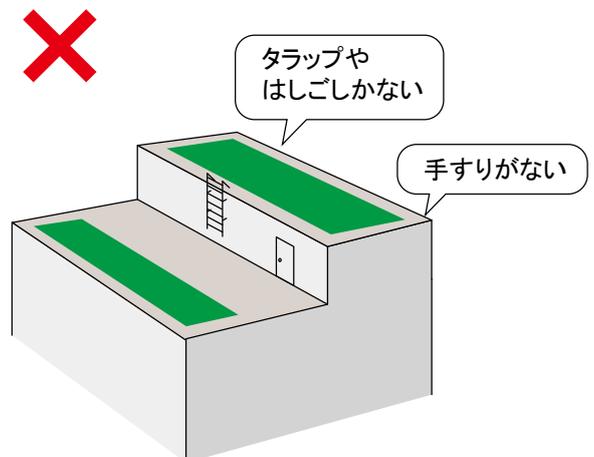
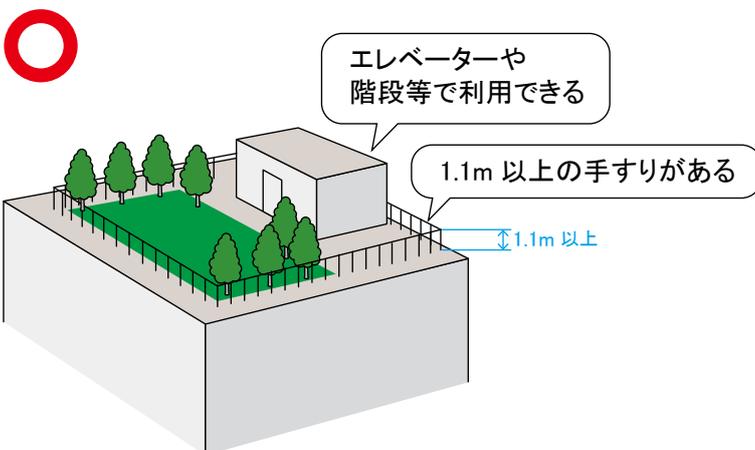
建築物上の緑化面積は、樹木、地被植物等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。建築物上の緑化面積は、次の方法を参考にして算定してください。

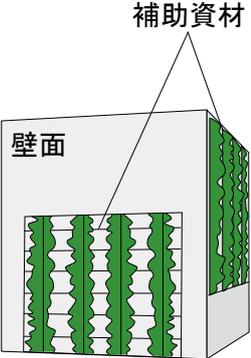
緑化面積（計画値）は、少数点以下第2位までとし、それ以下は切り捨てとします。

なお、表 10 の建築物上の場所に該当しない場合は樹木、地被植物等を植栽した場合でも緑化面積には算入できません。

表 10

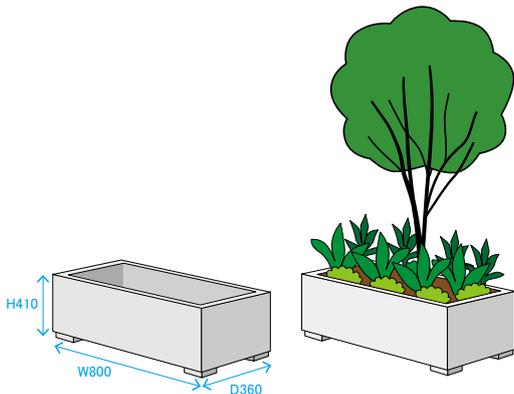
建築物上の場所	建築物上の場所の意味と注意	緑化面積
①屋上	<p>ア 「屋上」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいいます。「人の出入り及び利用可能な部分」とは、</p> <p>(ア) <u>エレベーターや階段（ステップ型）等により人が昇降できる屋根等</u>で、はしごや移動式階段（タラップ等）を利用する場合を除きます。</p> <p>(イ) <u>高さ1.1m以上の手すりや柵</u>などで囲まれており、安全を確保できる範囲であること。</p> <p>イ 「屋上の面積」とは、屋上のうち、建築物の管理に必要な施設にかかる部分の面積を除いた面積。太陽光パネル、空調設備等建築物の管理に必要な部分を除きます。</p>	<p>ア 樹木、地被植物等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。なお、植栽基盤からはみ出した樹冠の部分と樹木と一体をなす池の面積を含めることができます場合があります。</p> <p>イ 可動式植栽ます等を用いる場合は、概ね容量100ℓ以上のものを緑化面積の対象とします。</p> <p> 屋上の面積 ※個人の専用部分を含みます。</p> 



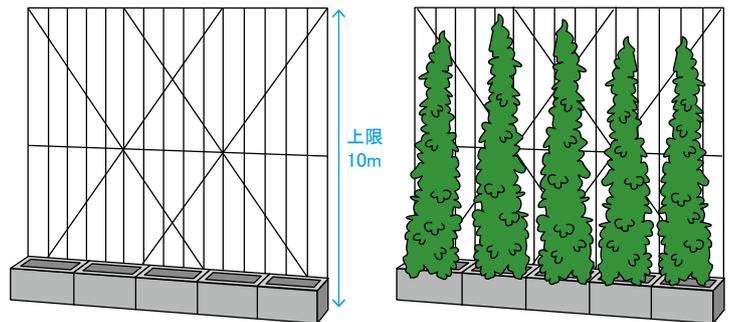
建築物上の場所	建築物上の場所の意味と注意	緑化面積
②ベランダ等	<p>建築物等の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分を行い、構造の類似するバルコニーやテラス等も含まれます。</p>	<p>ア 上記①屋上の緑化面積に準じます。 イ 複数階において、平面上で緑地帯が重複する場合は各階ごとの面積を算定できます。</p>
③壁面等	<p>ア 建築物等の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいいます。 イ 立面緑化資材等工作物の場合も認める場合があります。</p> 	<p>ア 壁面に補助資材（フェンスなど）が設置されている場合は、補助資材で覆われた面積を緑化面積として算定できます。ただし、植栽基盤面から高さ（下垂型は長さ）10mを上限とします。 イ 補助資材を設置しない場合は、緑地帯又は植栽ます等から、高さ（下垂型は長さ）1mを緑地帯等の延長に乗じた面積を緑化面積として算定できます。 ウ 立面緑化資材、塀等工作物の立面も、ツル性植物等で覆われている場合は緑化面積として算入できる場合があります。</p>

● 活用例

・ 可動式植栽ますの例

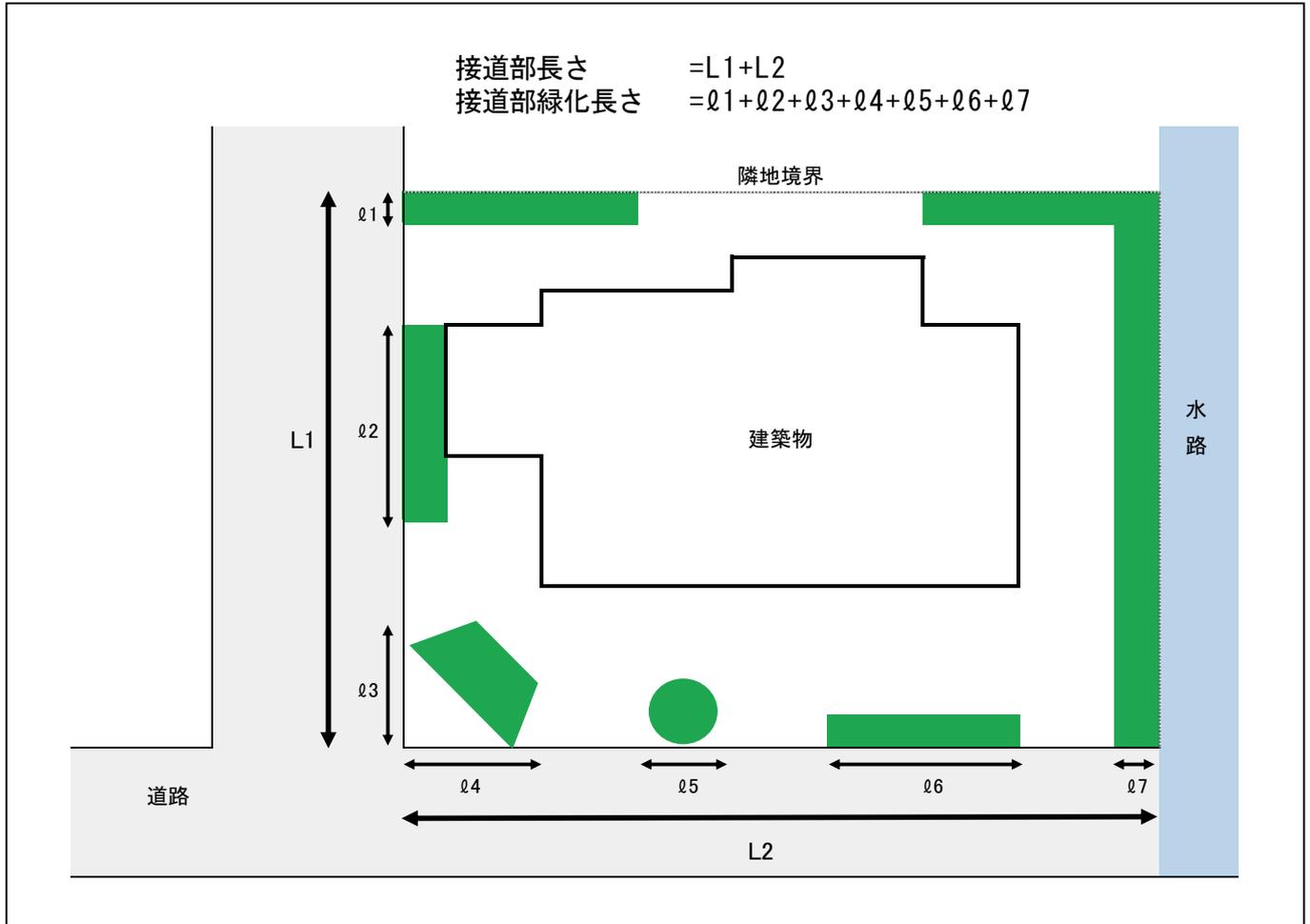


・ 壁面緑化の例



7. 接道部緑化の長さの算定

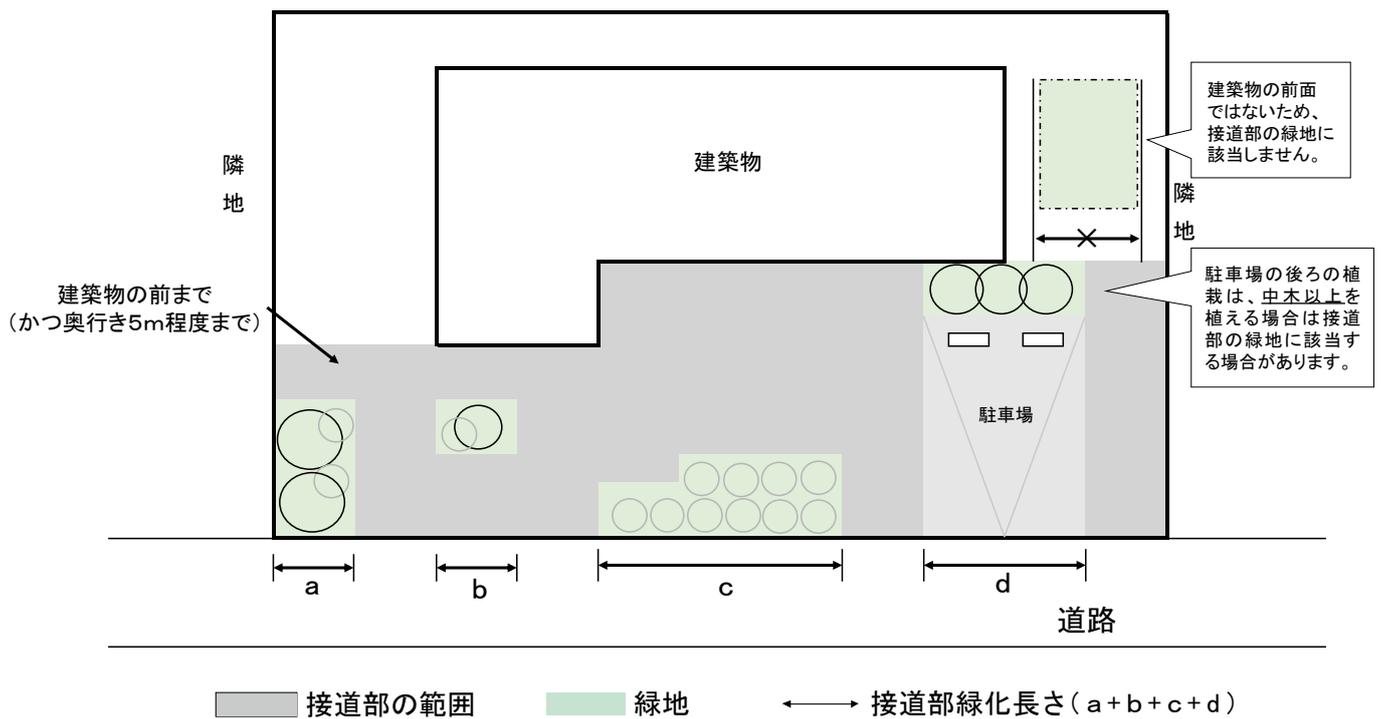
接道部緑化長さは、道路に面して樹木等で緑化された長さとし、次の事項ごとに算定した長さを合算してください。ただし、緑化の長さが重なる部分は、二重算定することはできません。また塀などで道路からの見通しが妨げられた部分は、接道部緑化延長に算入しません。



●「接道部長さ」と「接道部緑化長さ」の算定

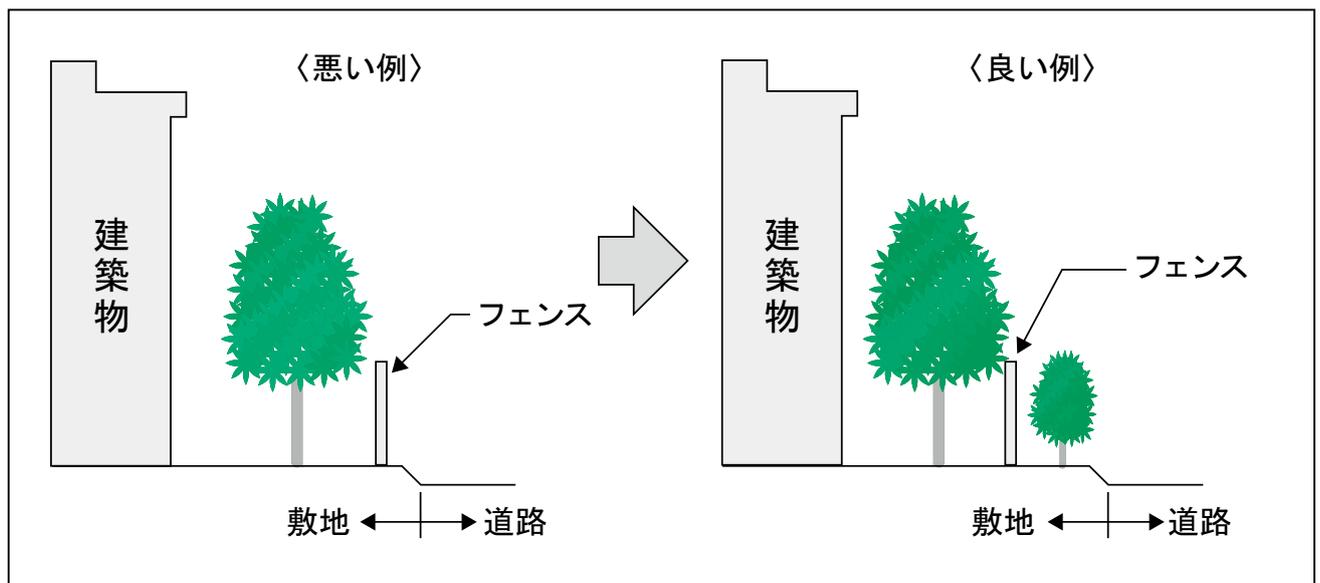
上図・式を参考にしてください。数値は小数点以下第2位まで(cmまで)とし、それ以下は切り捨てとします。

- ① 緑地、緑地帯、生垣
 樹木等で覆われた土地(縁石等で区画されている場合は縁石等の外側まで)や生垣の長さとして算定します。
- ② 単独木
 単独木は、その樹冠投影面積の幅が長さになります。また、高さが3mの場合は1.95m、高さが3mを超える木の場合は、その木の高さの7割を長さとして算定することができます。
 単独木の場合は2方向以上接道していた場合でも、1方向のみ接道長さに算入とします。
- ③ 壁面緑化、立面緑化
 接道部に面した壁面で、地上部からの高さが10m以下の部分にツル植物等により緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合は、その水平方向の長さを緑化の長さとして算定できます。また、立面緑化(建築物の壁面ではない場合)などの資材の場合に算定できる場合があります。
- ④ 屋上及びベランダ等の緑化
 接道部に面した屋上又はベランダ等で、地上部からの高さが10m以下において、樹木等による緑化を行い、かつ接道部から容易に視認できる場合には、重複部分を除いて接道部緑化長さに加えることができます。



● フェンス等を設ける場合

塀やフェンスを接道部に設ける必要がある場合は、設置位置を道路から後退させ、その前面（道路側）を緑化する形を基本とします。



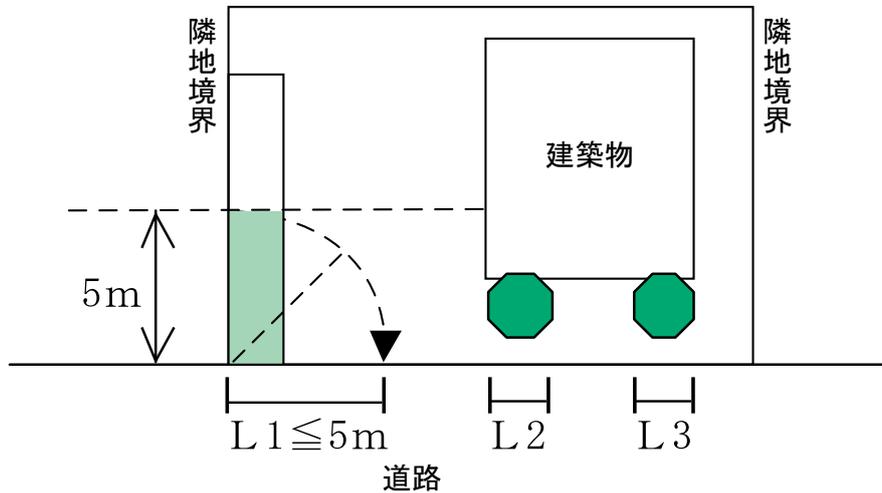
※接道部の緑地帯の縁石等の高さは、できるだけ低くし、0.5m 以下になるようにして下さい。

● 駐車場や出入り口等により接道部緑化が困難な場合の計算

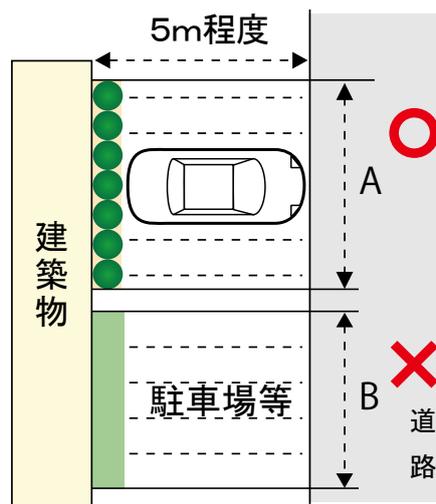
植栽地の一端が道路に接し、奥行き5mまでの場所に道路からの見通しが確保できる形で植栽したときは、その奥行き方向の長さを接道部緑化長さとして算出することができます。

なお、回転弧の内側に障害物があった場合は、接道部長さとして算出できません。

接道部緑化長さ = $L1 + L2 + L3$



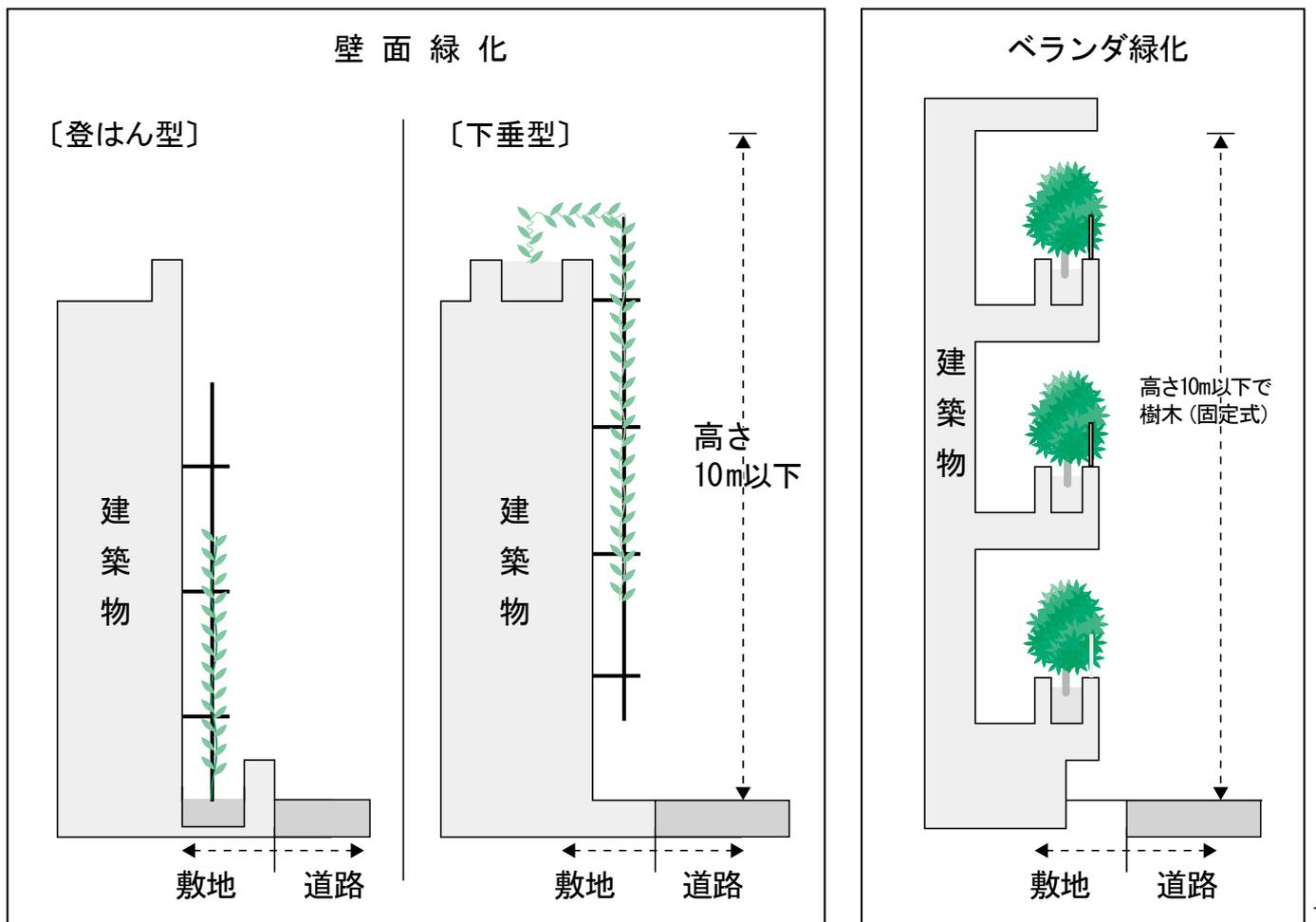
接道部沿いの駐車場等の奥に植栽した場合は、道路から5m程度以内で、植栽が直接見通せる場所に高木・中木を植栽していれば、接道部緑化長さに算出できます。



A 高木・中木 ●
接道部緑化長さに算出できます。

B 低木のみ ■
接道部緑化長さには算出できません。

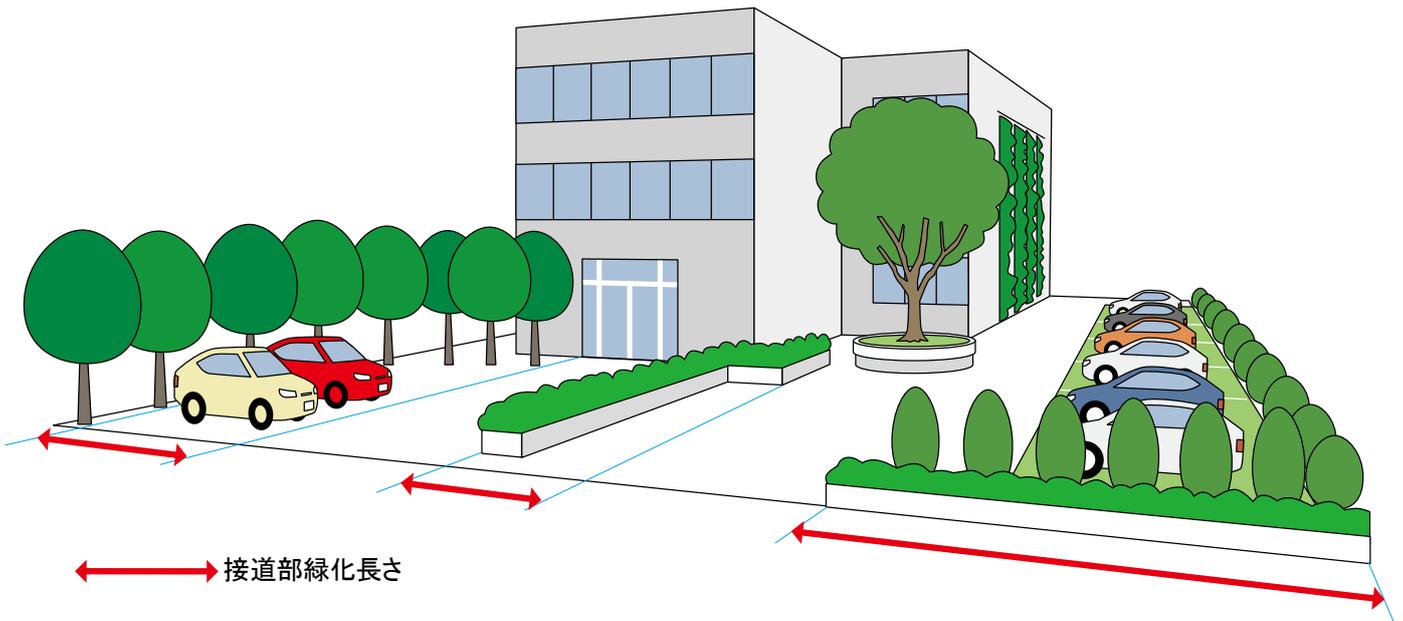
● 建築物上の緑化の場合



8. 配慮事項

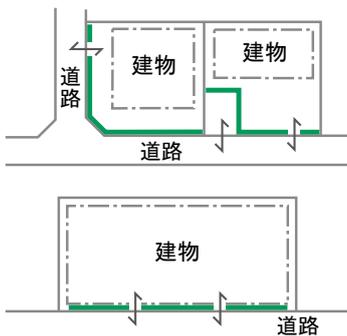
8-1. 緑地の配置

緑地は、接道部に設けることを基本とし、周辺の樹木や環境との調和のとれた景観づくりを考慮してください。また、隣地境界との狭あいスペースや日照のほとんど当たらないような場所への植栽は極力避けてください。



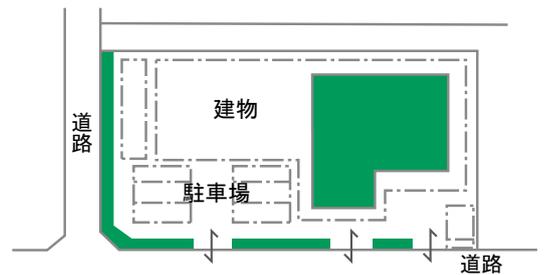
《施設の規模の違いによる緑地の配置例》

図1 小規模施設



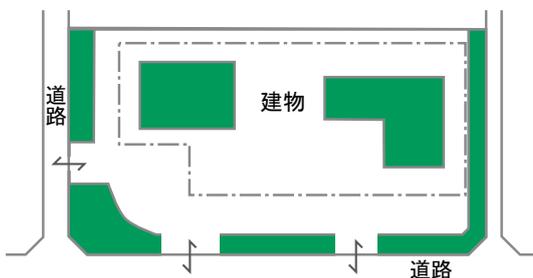
接道部を積極的に緑化してください。敷地境界部にやむをえず植栽する場合は、日影に強く、管理の手間がかからない樹種を選び、きちんと管理ができる状態で植栽してください。

図2 中規模施設



接道部のほか、駐車場や建物の屋上・壁面等に緑化をしてください。商業地域などで植栽面積が小さい敷地では成長の遅いものやせん定のしやすい樹種を選びましょう。

図3 大規模施設



大規模施設ではシンボルツリーとなるような樹高5m以上の樹木を可能な限り多く植えてください。
ビル風対策として植樹する場合は、樹種や植樹場所を事前によく検討してください。
大規模な緑地の出現は街の景観形成に大きく役立ちます。地域貢献の一環として多彩なみどりを演出してください。

8-3. 区のみどり

区の木：クスノキ



昭和 51 年に区の木として制定されました。
常緑の葉は陽光に美しく映え、成長が早く、しかも公害にも強く、そのたくましい樹形は
風格ある高木となります。まさに発展する大田区を象徴する木といえます。

区の花：ウメ



クスノキと同じく昭和51年に区の花として制定されました。古くから大田区の土地になじみ、
歴史的な由緒も深いウメ。花は清楚にして気品に満ち、早春、寒さに負けず咲くその姿は、
若い世代の人が多く大田区には特にふさわしいものとして制定されました。

樹種選定にあたって（未来の生態系を守るために）

現在、世界の各所で外来種による生態系の変化が起きています。皆さんの身近なところでも在来の近縁種や外来種と同じ環境を好む種が絶滅の危機に瀕しているかもしれません。現在の生態系を守るためには、外国や他の地域からきた植物に適切に接していく必要があります。「こんな植物を植えたいな」と思ったときに、その植物がどんな植物で周りへの影響としてどんなことが考えられるかを調べてみてください。そういったみなさんの1つ1つの積み重ねが未来への生態系の保護につながっていきます。東京都環境局では、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を作成していますので、樹種等の選定時に参考にしてください。

9. 緑化計画書の提出及び作成要領

(1) 緑化計画書の提出

建築確認申請等の前に、緑化計画書を提出して、緑化計画認定通知書を受けてください。審査に時間がかかることがあるので、緑化計画書の提出は建築確認申請等の概ね 30 日前とします。

(2) 提出部数

正・副各1部を提出してください。副本は正本のコピーでも構いません。

(3) 提出様式

緑化計画書(正・副)には、それぞれ下図・表の図書を添付してください。図表は、右開きのA4サイズに折って提出してください。

表 11 緑化計画書添付図書一覧

図書名	記載内容等
①緑化計画書	指定様式あり
②緑化計画の概要	指定様式あり
③緑化面積確認表	指定様式あり
④植栽樹木等一覧表	参考様式あり
⑤案内図(位置図)	当該地の位置・方位を明示し、所在地を住居表示で記入
⑥敷地求積図	複数の用途地域にまたがる場合はその求積図も添付
⑦土地利用計画図	設置予定施設及び道路後退部や建築物、共用スペース、駐車場等の土地利用計画を記載
⑧緑化計画平面図等 施設配置図 屋上平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地 境界を赤色の実線で着色し囲む。 ○建築物等 敷地内の建築物(既存・新設)は実線で着色して囲む。 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物(擁壁やフェンス、塀など)がある場合は構造及び位置を明示 ・増・改築の場合は現況図も添付 ・避難のための空地及び通路(窓先空地、避難経路など)を明示 ○緑地帯の区域、植栽・保存する樹木等の位置、種類・高さ・本数(又は密度)、壁面緑化は誘引資材の高さを記入 <ul style="list-style-type: none"> ・地上部で、緑地は緑色、緑化面積に算入しない緑地は白色を着色 ※地被植物は色を区別すること。 ・建築物上(屋上・壁面・ベランダ等)も地上部同様に緑地を着色 ○接道部の長さ、接道部緑化の長さを記入 ○道路境界線を青色着色 ○屋上平面図(屋根伏図)は、屋上の構造、利用形態等が分かる平面図とすること。屋上面積(利用可能面積)の範囲を明示し、屋上面積の求積の計算式を記載すること。
⑨接道部立面図	<ul style="list-style-type: none"> ○接道部立面図の植栽状況を記入 ○植栽樹木、壁面緑化等の植栽の種類、高さを記入
⑩緑化計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化箇所断面図の植栽状況と土壌厚を記入 ○樹木の高さ、緑地の有効幅、接道部の高低差及びフェンス等を設置する場合はその位置、構造・高さ・道路の幅員等を記入 ○建築物上(屋上・ベランダ等)の緑化は、植栽基盤の断面図を示し、構造と土壌厚を記入 手すりや柵等を設置する場合はすべて図示 ○壁面緑化の場合は、壁面又は補助資材の構造及び高さを図示
⑪緑化面積等計算図 (地上部及び建築物上)	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化計画平面図の中の緑地を求積した図面 ○植栽地の位置を明示 <ul style="list-style-type: none"> ・CADによる座標求積の場合は、その旨明記し、縮尺・主な寸法も図面に明記 ・三斜求積の場合は計算表と計算式を記載 ・緑化平面図、接道部立面図と兼ねても可
⑫委任状	<ul style="list-style-type: none"> ○参考様式あり ○押印が必要
⑬個人情報の取り扱いに関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ○参考様式あり ○押印が必要
⑭その他必要な書類	指示された図面・既存木優遇計算を利用する場合はその樹木の写真・資料等

※ 屋上緑化に関する書類は、敷地面積 1,000 m²未満は不要。ただし、国及び地方公共団体の場合は敷地面積 250 m²以上が対象です。

(4) 緑化計画書の変更届

緑化計画認定通知書が交付された後に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに緑化計画書の変更届（正・副各1部）を提出し、再認定を受けてください。

表 12

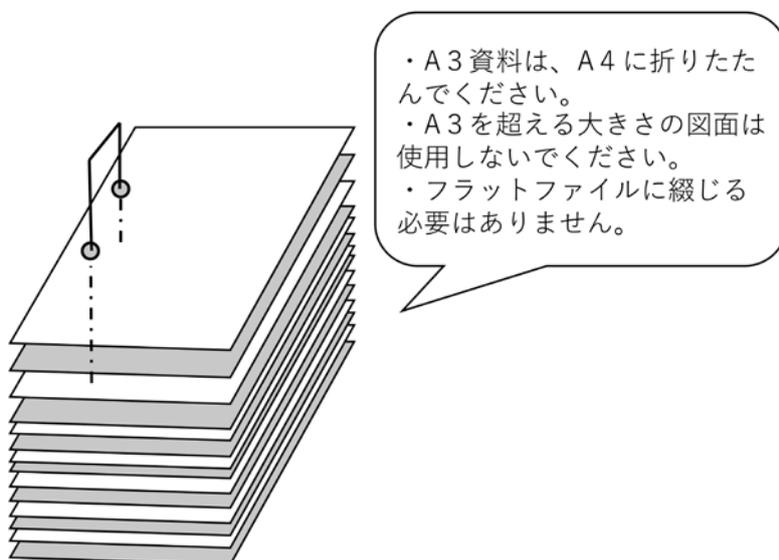
図書名	記載内容等
①緑化計画書（変更）	指定様式あり
②緑化計画書添付図書一覧②～⑫	図面については、変更後の内容が分かるもの
③緑化計画認定通知書の写し	白黒印刷
④委任状	○変更がない場合は前回の写しで可 ○参考様式あり ○押印が必要
⑤個人情報の取り扱いに関する同意書	○変更がない場合は前回の写しで可 ○参考様式あり ○押印が必要

(5) 計画の取りやめ届

緑化計画認定通知書が交付された後に、建築行為等の計画を中止する場合は、「取りやめ届」を提出してください。

表 13

図書名	記載内容等
①緑化計画取りやめ届	指定様式あり
②添付書類	緑化認定通知書（原本）と緑化計画の副本



10. 緑化完了届の提出及び作成要領

(1) 緑化完了届の提出

当該施設の緑化が完了したときは、速やかに緑化完了届（正・副各1部）を提出してください。

(2) 緑化完了届の作成要領

緑化完了届（正・副各1部）には、下表の図書を添付してください。副本分は写しで構いません。

表 14 緑化完了届添付図書一覧

図書名	記載内容等
①緑化完了届	指定様式あり
②緑化面積確認表	指定様式あり
③案内図（位置図）	表 11（24 ページ）⑤と同様に作成
④緑化完了平面図 緑化面積等計算図	○要領は表 11（24 ページ）⑧緑化計画平面図に同じ ○写真を撮影した方向とそれに対応する写真番号を記入
⑤完了写真	○写真は、植栽の形状・寸法がわかるようにスケールを必ず添えて、植栽全体及び個々の状況が判別できるように撮影 ○接道部緑化については、道路との関係が明らかな写真を含める。
⑥緑化計画認定通知書の写し	○変更届を提出している場合は、緑化計画認定通知書（変更）の添付 ○白黒印刷
⑦委任状	○変更がない場合は前回の写しで可 ○参考様式あり ○押印が必要
⑧個人情報の取り扱いに関する同意書	○変更がない場合は前回の写しで可 ○参考様式あり ○押印が必要

(3) 緑化完了届に関する現地調査

提出していただいた緑化完了届に基づいて、現地調査を行うことがあります。
訪問調査の日時は、緑化完了届受理後に連絡します。

(4) 緑化完了確認通知書の交付

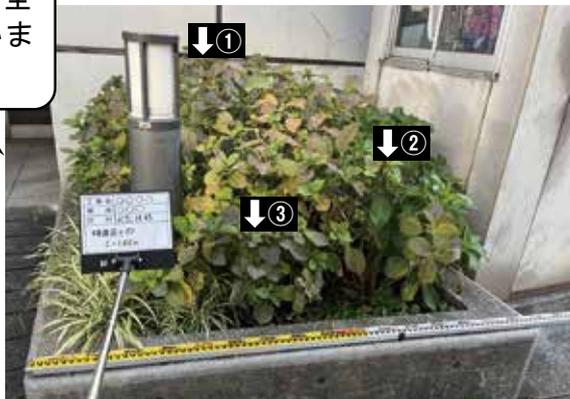
緑化完了届の審査及び緑化計画の実施状況についての調査が終了すると「緑化完了確認通知書」を交付します。

●写真撮影のポイント

- ・植栽本数がわかる全景写真を撮影してください。
- ・接道緑化長さ (L)、樹木の高さ (H)・枝振り (W) は、スケールの目盛りがぼやけないように撮影してください。

〇〇新築工事 完了写真

植栽本数がわかる全景写真になっていますか？



緑地帯 1
(緑地帯全景)

接道長さ L=1.65m

減算 照明(200φ)1か所

低木 アジサイ3本
地被 ヤブラン

全景写真で目盛りが見えない場合は接写の写真がありますか？



緑地帯 1
(接道 接写)

接道長さ L=1.65m

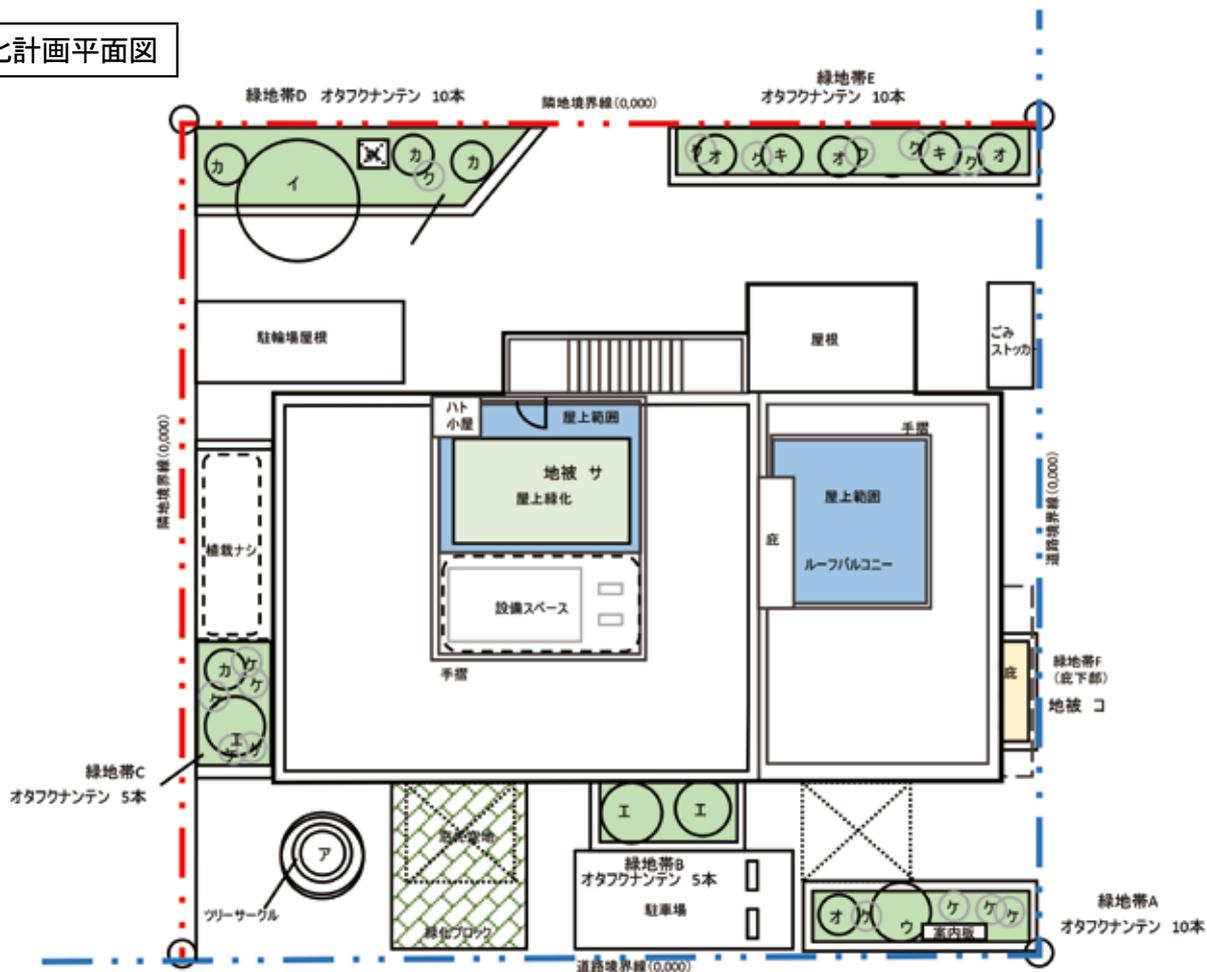
低木は高さだけでなく枝振りの写真がありますか？



低木 1
アジサイ
H=0.3m以上
W=0.4m

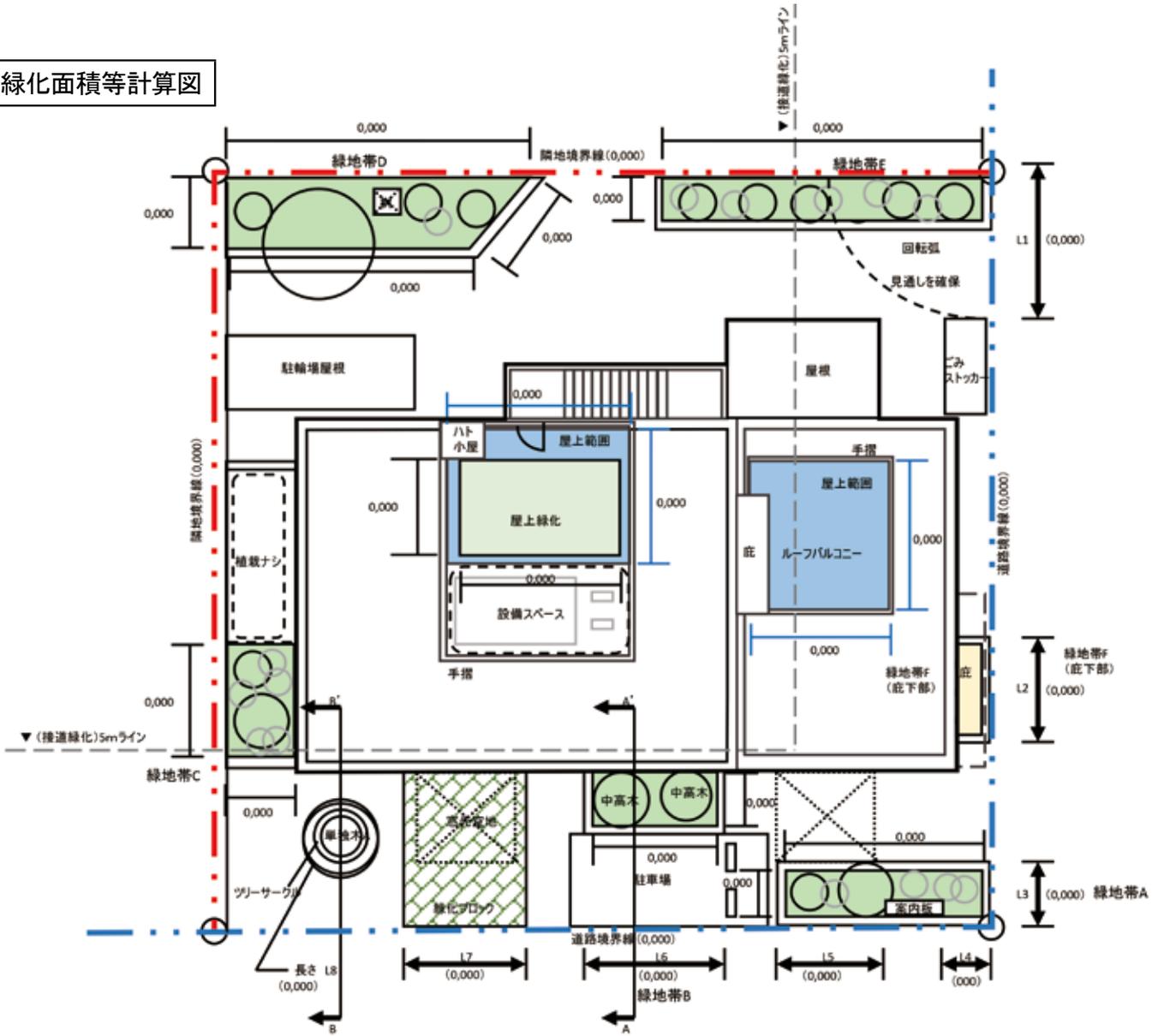
11. 記入例

緑化計画平面図



地上部の緑化						
種別	凡例	樹種	H	W	本	備考
高木	ア	シマトネリコ	3.5		1	単独木
	イ	サクラ	5.0		1	既存木
	ウ	ソヨゴ	3.0		1	
合計					3	
中木	エ	ソヨゴ	2.0		3	
	オ	アオキ	1.5 ~ 2.0		4	
	カ	カクレミノ	1.5		4	
	キ	キンモクセイ	1.5		2	
合計					11	
低木	ク	サツキ	1.2	0.6	6	
	ケ	シャリンバイ	0.8	0.6	9	
		オタフクナンテン	0.5	0.6	40	緑地帯内にまんべんなく植栽する
					55	
地被	コ	タマリユウ			1.2 m ²	底下 面積不算入
屋上緑化						
地被	サ	常緑キリンソウ			12.0 m ²	

緑化面積等計算図



接道緑化 $L1 + L2 + L3 + L4 + L5 + L6 + L7 \times (\text{製品による緑化率}) + L8$ (単独木の高さより算出)

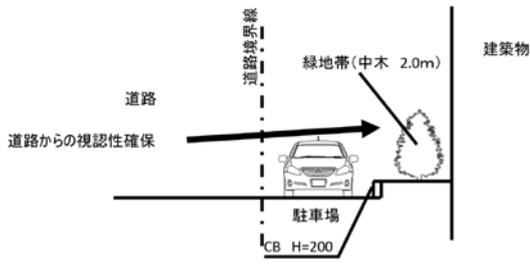
地上部緑地 (CAD 求積による)

屋上緑地 (CAD 求積による)

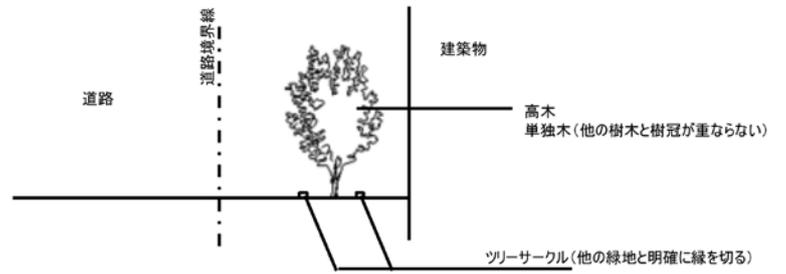
緑地帯 A	0.00 m ²	緑化	m ²
案内板	-0.00 m ²	計	<u>m² (④)</u>
緑地帯 B	0.00 m ²		
緑地帯 C	0.00 m ²		
緑地帯 D	0.00 m ² (内、既存木樹冠 0.00 m ²)		
緑地帯 E	0.00 m ²		
単独木 A (高さ 0 m)	0.00 m ²		
(地被のみ)			
緑化ブロック	m ²		
小計	m ² (エ) ≤ m ² (基準緑化面積 20%)		
合計	<u>m² (③)</u>		

緑化計画断面図

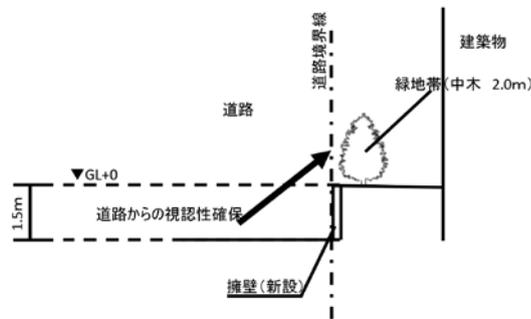
AA'断面



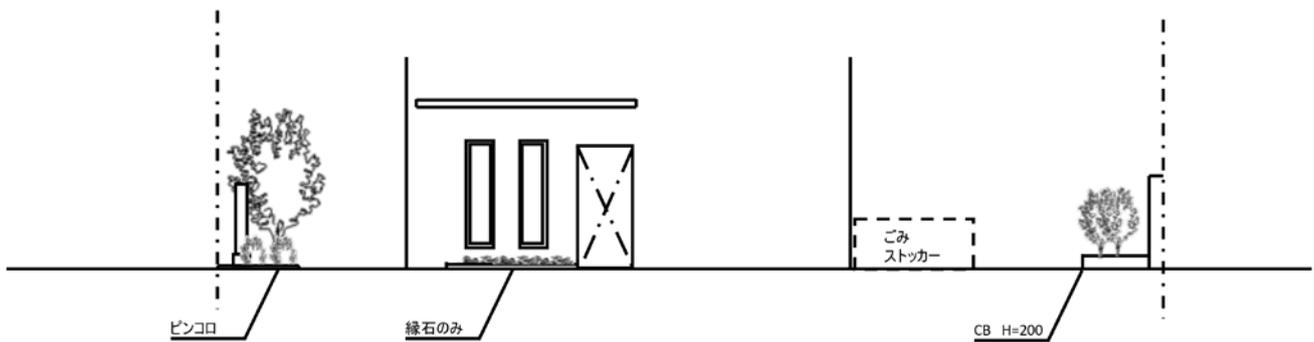
BB'断面



※参考 高低差がある場合の断面図



接道部立面図



【コラム】よくある質問

【緑化面積】

Q. 緑地帯の最小幅はありますか？

最小幅（最低寸法）は定めていません。植栽する樹木に適切な寸法を確保してください。

Q. 緑化面積はCAD求積も可能ですか？

CAD求積は可能です。その際は図面に縮尺や主な寸法、CAD求積である旨を明記してください。

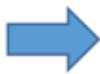
Q. 中木1本を低木（枝張り 60 cm）で代替する場合は3本必要ですが、60 cm未満の枝張りの低木で代替する場合、本数はどのように計算しますか？

10 m²当たりの低木の必要本数（枝張り 60 cmは5本、30 cmは 20 本等）の比率で計算します（切り上げ）。

枝張り	比率	本数
60 cm	1.0	3本
50 cm	1.4	5本
40 cm	2.2	7本
30 cm	4.0	12本



中木：1本



枝張り 60cm



枝張り 50cm



枝張り 40cm



枝張り 30cm

【単独木】

Q. 単独木は、隣の樹木とどのくらい距離があれば「単独木」となりますか？

明確な定義はしていませんが、成長したとき樹冠が重複しない程度に間隔があいていること、根本はツリーサークル等で区切られていて、周りの空間と独立していることが条件となります。

樹木（高さ 0.3 m 未満の低木に満たない樹木含む）が足元に植栽されている場合等は、単独木にはなりません。

緑地帯内で、ウッドチップや玉砂利を敷き詰めて分けけても単独木にはなりません。

Q. 高さ3mの単独木が接道部にある場合、接道部緑化長さはどのようになりますか？

接道部緑化長さは 1.95 m として計算することができます。

【接道部緑化長さ】

Q. 施設の1階の主たる用途による接道部緑化係数の扱いについて教えてください。

接道部緑化係数の分類は、建築物の1階部分の主たる用途により決まります。主たる用途は、1階における床面積の大きい施設とし、複数施設の床面積が同じ場合は、接道部緑化係数の大きい施設に分類します。

Q. 駐車場や出入り口などにより接道部緑化が困難な場合の緩和がありますか？

基準の緩和はありません。

植栽地の一端が道路に接し、かつ道路からの見通しが確保できる形で植栽したときは、その奥行き方向の長さ（5mまで）で回転して接道部緑化の長さにすることができます。

Q. 緑化ブロックを使用する場合、接道部緑化長さはどのように算定しますか？

緑化ブロックは、その体裁に関わらず、製品の緑化率を長さにかけたものを接道部緑化長さとしします。

【地上部と建築物上の緑化の振替】

Q. 地上部で緑化の面積の基準を満たすことが困難な面積相当分を屋上に振り替えるとき、植栽本数はどうなりますか？

地上部と建築物上に移動した緑化面積に対し、標準植栽本数が必要となります。

地被植物は地上部と建築物上（振替分）で合わせて緑化基準面積の20%までです。

Q. 建築物上から地上部への緑化面積の振り替えの場合、緑地帯の植栽本数はどのように扱いますか？

建築物上から地上部への振替については、特に植栽樹木の指定はしません（全て地被植物でも可能）。

【変更届・緑化完了届】

Q. 緑化計画書を提出後、計画内容が変わりそうです。変更届の提出は必要ですか？

計画内容に変更が生じた場合は、変更届が必要です。内容によっては、変更届が省略できる場合がありますので、担当者へご相談ください。

Q. 緑化完了届はいつ提出するのですか？

緑化が完了したときは、速やかに提出してください。建築物の完了検査の前後は問いません。

【コラム】既存樹木の保全について

●特別な計算方法（対象：5m以上の高木）

～いまある木を伐らないで残すと緑化計算上優遇されます～

【事例】既存樹木の優遇計算を利用する場合

※この例では、接道部の長さや建築物上の緑化について考慮しないこととします。

① 敷地 1,000 m²以上で既存樹木2本を残す場合

（設定）敷地面積：2,000 m² 用途地域：準工業 建蔽率：60%

建築面積：1,000 m² 用途：集合住宅

残存する樹木：樹高6mのシラカシ2本（単独木）

<地上部の緑化面積の基準>

・地上部緑化基準面積

$$\{ 2,000 \times (100 - 60) \times 1/100 \} \times 0.35 = 280 \text{ (m}^2\text{)}$$

<既存樹木の優遇計算を利用した場合>

・樹高6m（単独木）のシラカシ2本の緑化面積は、
 $(6 \div 2)^2 \times 3.14 \times 2 \text{本} = 56.52 \text{ m}^2$ として計算できます。
 ※ 緑化基準面積の2分の1(140 m²)より小さいため、このまま算入できます。よって、新たに必要な緑地の面積は、
 $280 \text{ m}^2 \text{ (緑化基準面積)} - 56.52 \text{ m}^2 = 223.48 \text{ m}^2$ となります。

・新たに必要な植栽本数は下記のようになります。

高木（樹高 3.0 m以上） $223.48 \div 10 \times 1 = 22.3 \rightarrow 22 \text{ 本}$

中木（樹高 1.5 m以上） $223.48 \div 10 \times 2 = 44.7 \rightarrow 45 \text{ 本}$

低木（樹高 0.3 m以上） $223.48 \div 10 \times 5 = 111.7 \rightarrow 112 \text{ 本}$

② 敷地 1,000 m²未満で既存樹木2本を残す場合

（設定）敷地面積：800 m² 用途地域：準工業 建蔽率：60%

建築面積：480 m² 用途：集合住宅

残存する樹木：樹高6mのシラカシ2本（単独木）

<地上部の緑化面積の基準>

・地上部緑化基準面積

$$\{ 800 \times (100 - 60) \times 1/100 \} \times 0.25 = 80 \text{ (m}^2\text{)}$$

<既存樹木の優遇計算を利用した場合>

・樹高6m（単独木）のシラカシ2本の緑化面積は、
 $(6 \div 2)^2 \times 3.14 \times 2 \text{本} = 56.52 \text{ m}^2$ ですが、
 優遇計算では緑化基準面積の2分の1(40 m²)を超えることはできないため、40 m²までが算入できます。
 よって、新たに必要な緑地の面積は、
 $80 \text{ m}^2 \text{ (緑化基準面積)} - 40 \text{ m}^2 = 40 \text{ m}^2$ となります。

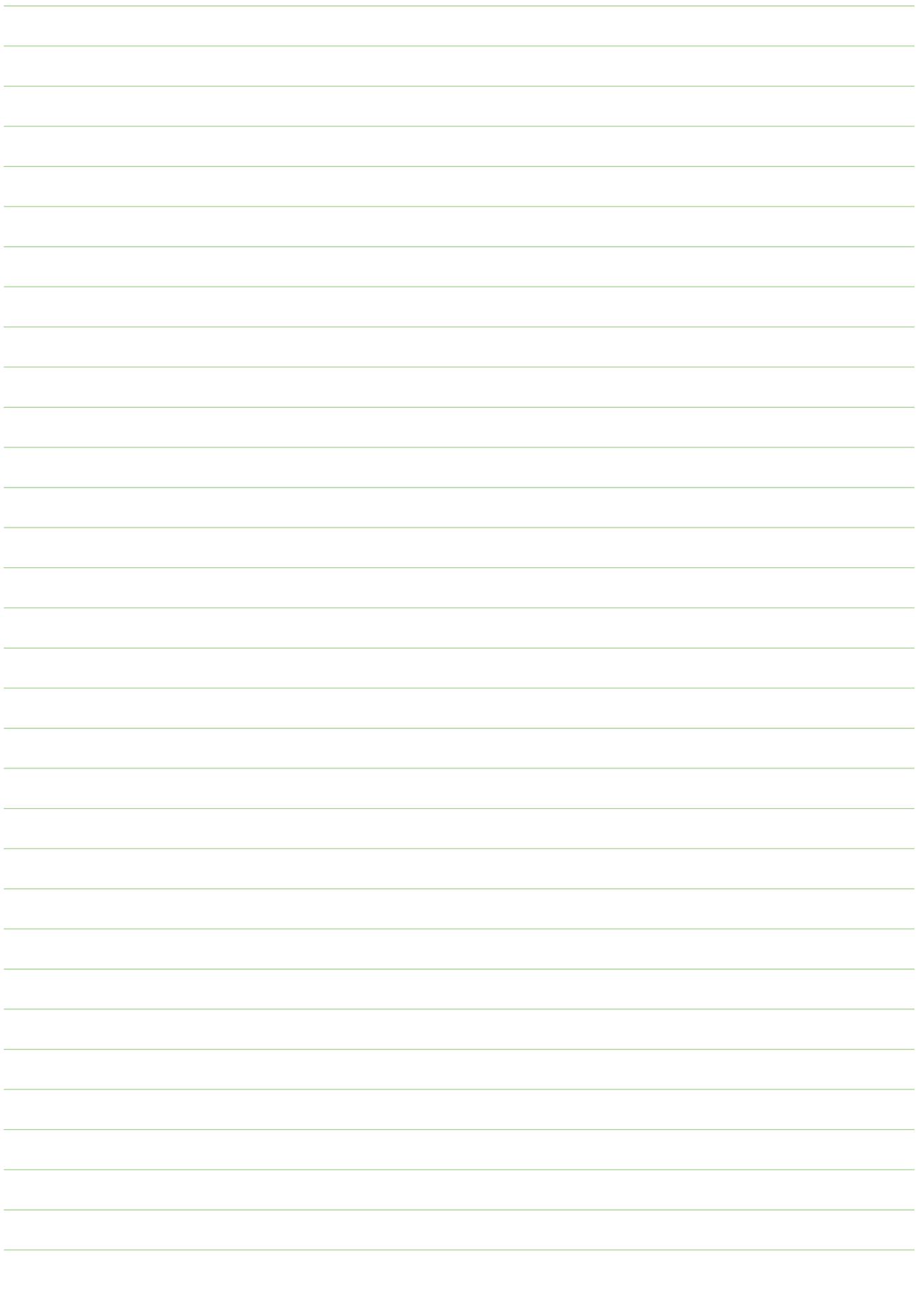
・新たに必要な植栽本数は下記のようになります。

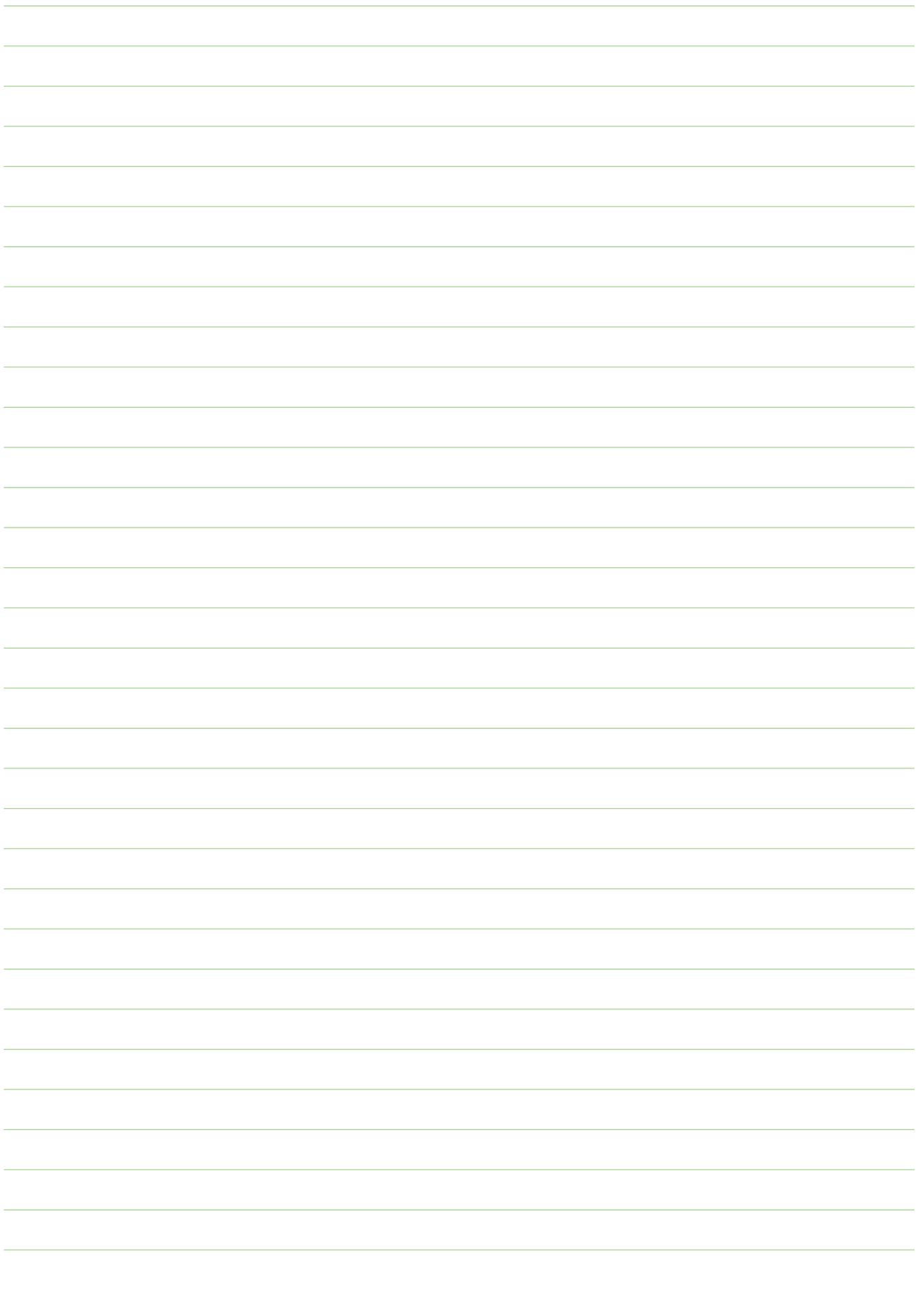
高木（樹高 3.0 m以上） $40 \div 10 \times 1 = 4 \rightarrow 4 \text{ 本}$

中木（樹高 1.5 m以上） $40 \div 10 \times 2 = 8 \rightarrow 8 \text{ 本}$

低木（樹高 0.3 m以上） $40 \div 10 \times 5 = 20 \rightarrow 20 \text{ 本}$

※ 上記の計算方法を利用する場合は、該当する樹木等の現況写真をお持ちのうえ、事前に窓口で協議が必要です。





本紙中★印の図表は
東京都環境局『緑化計画書の手引』から引用

大田区緑化計画の手引
平成 28 年 4 月発行 (平成 28 年 5 月 1 日施行)
令和 7 年 1 月改定

編集・発行 大田区まちづくり推進部 建築審査課
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
電話 5744-1387 FAX 5744-1557